議案第 17 号逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正について
配付資料一覧表
（平成 30 年逗子市議会第１回定例会）

環境都市部　資源循環課

資料 1-1(1)　逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例新旧対照表
資料 1-1(2)　逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則新旧対照表
資料 1-2(1)　逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（案）逐条解説
資料 1-2(2)　逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)逐条解説
資料２　逗子市廃棄物減量等推進審議会での審議経過等
資料３　「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について（諮問）
資料４　「「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について」答申書
資料 5-1　し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正に関する意見募集（パブリックコメント）について（実施）
資料 5-2　し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正に関するパブリックコメントの実施結果について
資料 5-3　（参考）パブリックコメント以外で寄せられた意見等
資料６　関係法令等抜粋(1)～(8)
資料 7-1　平成 27 年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（し尿及び浄化槽汚泥の処理状況）
資料 7-2　平成 27 年度神奈川県都市清掃行政協議会清掃事業研究会研究報告書（し尿・汚泥処理について）
資料８　生活排水の処理の状況
資料９　し尿等共同処理削減効果

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例 平成６年３月１日 逗子市条例第５号 逗子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年逗子市条例第14号)の全部を改正する。 目次 第１章　総則(第１条～第６条) 第２章　逗子市廃棄物減量等推進審議会(第７条～第11条) 第３章　廃棄物減量等推進員(第12条) 第４章　減量化及び資源化の推進(第13条～第18条) 第５章　一般廃棄物処理計画(第19条) 第６章　廃棄物の適正処理(第20条～第28条の２) 第７章　浄化槽の清掃(第29条) 第８章　廃棄物処理手数料(第30条～第32条) 第９章　生活環境影響調査結果の縦覧等(第33条～第38条) 第10章　雑則(第39条～第41条) 附則	逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例 平成６年３月１日 逗子市条例第５号 逗子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年逗子市条例第14号)の全部を改正する。 目次 第１章　総則(第１条～第６条) 第２章　逗子市廃棄物減量等推進審議会(第７条～第11条) 第３章　廃棄物減量等推進員(第12条) 第４章　減量化及び資源化の推進(第13条～第18条) 第５章　一般廃棄物処理計画(第19条) 第６章　廃棄物の適正処理(第20条～第28条の２) 第７章　削除 第８章　廃棄物処理手数料(第30条～第32条) 第９章　生活環境影響調査結果の縦覧等(第33条～第38条) 第10章　雑則(第39条～第41条) 附則

第１条～第28条の２　（略）	第１条～第28条の２　（略）
第７章　浄化槽の清掃	第７章　削除
（浄化槽の清掃）	
第29条　市長は、浄化槽の維持管理の適正を期するため、浄化槽法第10条第１項に規定する浄化槽の清掃を行うことができる。	第29条　削除
第８章　廃棄物処理手数料	第８章　廃棄物処理手数料
（一般廃棄物の処理手数料）	（一般廃棄物の処理手数料）
第30条　市長は、一般廃棄物の処理手数料及び浄化槽清掃手数料の額を、別表第１及び別表第２のとおり徴収する。	第30条　市長は、一般廃棄物（し尿を除く。以下この条において同じ。）の処理手数料の額を、別表第１のとおり徴収する。
２～４　（略）	２～４　（略）
（産業廃棄物の処分費用）	（産業廃棄物の処分費用）
第31条　法第13条第２項の規定に基づく産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第３のとおりとする。	第31条　法第13条第２項の規定に基づく産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第２のとおりとする。
２　（略）	２　（略）
第32条～第41条　（略）	第32条～第41条　（略）
別表第１	別表第１
【別記1　参照】	【別記1　参照】
別表第２	
【別記2　参照】	【別記2　参照】

別表第３ 【別記3　参照】	別表第２ （略）

【別記1】

現行

種別	取扱区分		処理手数料
一般廃棄物(し尿を除く。)の処理	(1)　市長が収集、運搬及び処分するとき。	一般廃棄物処理計画に定める燃やすごみ及び不燃ごみ	第23条の２の規定により使用する指定収集袋の種類ごとに次に定める金額 ア　容量が５リットル相当の指定収集袋１枚につき10円 イ　容量が10リットル相当の指定収集袋１枚につき20円 ウ　容量が20リットル相当の指定収集袋１枚につき40円 エ　容量が40リットル相当の指定収集袋１枚につき80円
		粗大ごみ(一辺の長さが50cm以上で大型粗大ごみ以外のものをいう。)	１個につき600円
		大型粗大ごみ(規則で定めるものをいう。)	１個につき1,200円
	(2)　市長の指定する場所へ搬入するとき。		10キログラムにつき250円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律250円とする。

し尿の処理	（１） 定額制 一般家庭及びこれに準じるものから排出されるもの	人員１人につき月額80円
	（２） 従量制 前号の算定基準によることが実情にそわないと認められるもの	10リットルにつき40円

備考

１ し尿の手数料を算出する場合において、月の途中から処理を開始し、又は中止し、若しくは停止したときは、当該月を含めることとし、月の途中で人員に異動が生じたときは、当該月の人員は異動前の人員によることとする。

２ し尿の手数料を算出する基礎となる数量が10リットル未満のとき、又はその数量に10リットル未満の端数があるときは、その数量を10リットルとして計算する。

改正後（案）

種別	取扱区分		処理手数料
一般廃棄物(し尿を除く。)の処理	（１） 市長が収集、運搬及び処分するとき。	一般廃棄物処理計画に定める燃やすごみ及び不燃ごみ	第23条の２の規定により使用する指定収集袋の種類ごとに次に定める金額 ア 容量が５リットル相当の指定収集袋１枚につき10円 イ 容量が10リットル相当の指定収集袋１枚につき20円 ウ 容量が20リットル相当の指定収集袋１枚につき40円

			エ　容量が40リットル相当の指定収集袋１枚につき80円
		粗大ごみ(一辺の長さが50cm以上で大型粗大ごみ以外のものをいう。)	１個につき600円
		大型粗大ごみ(規則で定めるものをいう。)	１個につき1,200円
	（２）　市長の指定する場所へ搬入するとき。		10キログラムにつき250円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律250円とする。

【別記2】

現行

種別	取扱区分	手数料
浄化槽の清掃	（１）　1.5立方メートル未満のもの	4,000円
	（２）　1.5立方メートル以上のもの	4,000円に0.5立方メートルまでごとに1,000円を加算した額

改正後（案）

（削る）

【別記3】

現行

種別	取扱区分	処分費用
産業廃棄物	市長の指定する場所へ搬入するとき。	10キログラムにつき240円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは、一律240円とする。

改正後（案）

種別	取扱区分	処分費用
産業廃棄物	市長の指定する場所へ搬入するとき。	10キログラムにつき240円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは、一律240円とする。

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正後（案）
逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則 平成６年３月30日 逗子市規則第９号 逗子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和54年逗子市規則第３号)の全部を改正する。 第１条～第８条　（略） (浄化槽の清掃申込み) 第９条　浄化槽の清掃を受けようとする者は、あらかじめ浄化槽清掃申込書(第６号様式)を市長に提出しなければならない。 (大型粗大ごみ) 第９条の２　条例別表第１に規定する規則で定める大型粗大ごみは、次の各号に掲げるものとする。 (１)～(12)　（略） (処理手数料の徴収方法及び納期) 第10条　条例別表第１に規定する処理手数料は、次の各号の定めるところにより徴収する。	逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則 平成６年３月30日 逗子市規則第９号 逗子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和54年逗子市規則第３号)の全部を改正する。 第１条～第８条　（略） （削る） (大型粗大ごみ) 第９条　（略） (処理手数料の徴収方法及び納期) 第10条　条例別表第１に規定する処理手数料は、次の各号の定めるところにより徴収する。

（１） 燃やすごみ及び不燃ごみの処理手数料の徴収は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により収納を委託された者が、当該手数料を納付した者に対し指定収集袋を交付することにより行う。	（１） （略）
（２） 粗大ごみ及び大型粗大ごみの処理手数料については、逗子市証紙条例(平成13年逗子市条例第15号)の規定により徴収する。	（２） （略）
（３） し尿定額制の処理手数料の納期については、年２期に区分し、その納期は、次のとおりとする。この場合において、処理手数料の納入通知は、し尿処理手数料納入通知書(第７号様式)による。 第１期　６月１日から同月末日まで 第２期　12月１日から同月25日まで	(削る)
（４） 前３号以外の処理手数料の納期については、次のとおりとする。 ア　15日以前に納入通知書を発行したとき　その月の末日まで イ　16日以後に納入通知書を発行したとき　その翌月の末日まで	（３） 前２号以外の処理手数料の納期については、次のとおりとする。 ア　15日以前に納入通知書を発行したとき　その月の末日まで イ　16日以後に納入通知書を発行したとき　その翌月の末日まで
（５） 前２号の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、その都度徴収する。	（４） 前号　の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、その都度徴収する。
（６） 既納の処理手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	（５） （略）
(処理手数料の減免) 第11条　条例第30条第３項第１号(条例別表第１に規定する燃やすごみ及び不燃ごみの処理手数料を除く。)、第７号及び第10号の規定によ	(処理手数料の減免) 第11条　（略）

る処理手数料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(第８号様式)を市長に提出しなければならない。	
２　市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその諾否を決定し、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書(第８号様式の２)により当該申請をした者に通知するものとする。	２　（略）
３　条例第30条第３項第２号から第４号までの規定による条例別表第１に規定する燃やすごみ及び不燃ごみの処理手数料の免除を受けようとする者は、指定収集袋減免申請書(第８号様式の３)を市長に提出しなければならない。	３　条例第30条第３項第２号から第４号までの規定による処理手数料の免除を受けようとする者は、指定収集袋減免申請書(第８号様式の３)を市長に提出しなければならない。
４　市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその諾否を決定し、指定収集袋減免決定通知書(第８号様式の４)により当該申請をした者に通知するものとする。	４　（略）
５　条例第30条第３項第１号から第６号までの規定による条例別表第１に規定する燃やすごみ及び不燃ごみの処理手数料の免除は、同表に規定する指定収集袋の交付をもって行うこととし、その交付枚数は、容量が20リットル相当の指定収集袋で１年当たり120枚分(単身の世帯の場合にあっては60枚分)を限度とする。	５　条例第30条第３項第１号(条例別表第１に規定する燃やすごみ及び不燃ごみの処理手数料に限る。)及び第２号から第６号までの規定による処理手数料の免除は、同表に規定する指定収集袋の交付をもって行うこととし、その交付枚数は、容量が20リットル相当の指定収集袋で１年当たり120枚分(単身の世帯の場合にあっては60枚分)を限度とする。
６　市長は、処理手数料の全部又は一部を免除するに当たっては、当該免除の期間その他必要な事項について制限を加えることができる。	６　（略）

第12条～第23条　（略）	第12条～第23条　（略）
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
１　この規則は、平成６年４月１日から施行する。ただし、第５条の規定は、平成６年10月１日から施行する。	１　（略）
（経過措置）	（経過措置）
２　この規則施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取りつくろい使用することができる。	２　（略）
別表　削除	別表　（略）
第１号様式～第５号様式　（略）	第１号様式～第５号様式　（略）
第６号様式	第６号様式　削除
（略）	
第７号様式	第７号様式　削除
（略）	
第８号様式	第８号様式　（別紙参照）
（略）	
第８号様式の２	第８号様式の２（別紙参照）
（略）	
第８号様式の３～第17号様式　（略）	第８号様式の３～第17号様式　（略）

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例(案)
逐条解説

(目次：章の削除)

許可業者制への移行に伴い、第７章第 29 条（浄化槽の清掃）を削除するにあたり、目次を改めるもの。

(第 23 条の２：引用条項の整理)

(第１項)

引用する条項に不整合があるため、整理するもの。

(第７章（第 29 条）：章及び条の削除)

現在、市が委託により実施している浄化槽清掃業務について、許可業者制への移行に伴い、「市長は、浄化槽の維持管理の適正を期するため、浄化槽法第 10 条第１項に規定する浄化槽の清掃を行うことができる。」とする本条の規定が不要となるため、削除するもの。

(第 30 条：条文の整理)

(第１項)

現在市が委託により実施しているし尿の処理及び浄化槽清掃業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に基づく許可業者制への移行に伴い、手数料に関する規定は不要となるため、所要の改正を行うもの。

(第３項)

対象範囲を明確にするため、文言を整理するもの。

(第 31 条第１項：引用する別表番号の整理)

別表第２を削り、別表第３を繰上げることに伴い、引用する別表番号を改めるもの。

(別表第１：表の改正)

許可業者制への移行に伴い、不要となるし尿の処理にかかる手数料に関する規定を削るもの。

(別表第２)

許可業者制への移行に伴い、不要となる浄化槽の清掃にかかる手数料が不要になることから、別表第２を削るもの。

(別表第３)

別表第２を削ったことに伴い、別表第３を別表第２として繰り上げるもの。

(附則)

施行期日及び手数料に関する経過措置を規定したもの。

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)逐条解説

（第９条：条の削除）

浄化槽清掃業務の許可業者制への移行に伴い、本条の規定が不要となるため削るもの。

（第９条の２）

第９条を削ったことに伴い、第９条の２を第９条として繰り上げるもの。

（第10条：条文の整理）

（第３号）

許可業者制への移行に伴い、不要となるし尿の処理に係る手数料に関する規定を削るもの。

（第４号～第６号）

第３号を削ったことに伴い、号番号を繰り上げ、引用する号数を改めるもの。

（第11条：引用する文言の整理）

（第３項及び第５項）

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第30条第３項第２号から第６号までの文言を整理したことに伴い、本項における引用表現についても改めるもの。

（第６号様式及び第７号様式：様式の削除）

許可業者制への移行に伴い、不要となる浄化槽清掃申込書及びし尿処理手数料納入通知書兼領収書を定める様式を削除するもの。

（第８号様式及び第８号様式の２）

許可業者制への移行に伴い、不要となるし尿処理手数料にかかる文言を削り、併せて所要の文言の整理を行うもの。

（附則）

施行期日並びに手数料及び様式に関する経過措置を規定したもの。

＜逗子市廃棄物減量等推進審議会での審議経過等＞

（し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正）

年月日	内　　容	
平成 29 年 8 月 22 日	第１回逗子市廃棄物減量等推進審議会	・「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について（諮問） ・逗子市におけるし尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）の現状と制度改正の目的
平成 29 年 10 月 23 日	第２回逗子市廃棄物減量等推進審議会	・し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正について
平成 29 年 11 月 22 日～12 月 21 日	パブリックコメント	
平成 29 年 11 月 22 日	公共下水道未接続世帯（80 世帯）へパブリックコメント資料を送付	
平成 30 年 1 月 11 日	第３回逗子市廃棄物減量等推進審議会	・し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について ・「「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について」答申書（案）について
平成 30 年 1 月 12 日	答申書提出	

諮問第 15 号
2017 年（平成 29 年）８月 22 日

逗子市廃棄物減量等推進審議会
会　長　　南 川 秀 樹　　様

逗子市長　　平　井　竜　一

「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について（諮問）

逗子市は平成28年７月に鎌倉市及び葉山町とごみ処理の広域連携について覚書を交わしました。これに基づき、葉山町と本年７月より逗子市の焼却施設において葉山町の可燃ごみの焼却処理の試行を実施しているところです。今年度は共同処理の試行期間とし、課題等の検証を行った上で、平成30年度からの本格実施を予定しています。これに合わせ、葉山町の処理施設における逗子市のし尿等の共同処理を検討しており、併せてし尿の収集・運搬及び浄化槽清掃の許可制への移行を図るものです。

制度改正にあたり、「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」（平成６年逗子市条例第５号）の一部改正を行う必要があるため、し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正について貴審議会の意見を求めるものです。

許可業者制　資料４

2018年（平成30年）1月12日

逗子市長　　平　井　竜　一　様

逗子市廃棄物減量等推進審議会
会　　長　　南　川　秀　樹

「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正
（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について（答申）

平成29年8月22日付け、諮問第15号で諮問を受けた、「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について、別添のとおり答申いたします。

「「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について」答申書

平成30年1月12日

逗子市廃棄物減量等推進審議会

1　はじめに

逗子市では、平成 27 年 10 月に家庭ごみ処理の有料化を開始しました。これは、平成 10 年から進めていたごみ処理の広域化の目処が立たない中で、最終処分場は平成 24 年度中に満杯になるというひっ迫した状況を踏まえ、平成 22 年３月に改定された「逗子市一般廃棄物処理基本計画」において、新たに実施する施策の一つに「家庭ごみ処理の有料化」を位置付け、取り組みを進めたものです。ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動の促進と、ごみの排出量に応じた費用負担（受益者負担）の公平性を確保することを目的とするとともに、分別の細分化による資源化の促進と民間委託の推進による効率化もあわせて制度設計をしたことにより、有料化前後では大幅なごみの減量化・資源化を達成し、加えてごみ処理事業全体の大きな経費削減効果も生み出しています。

また、平成 28 年７月には、鎌倉市及び葉山町と２市１町の広域連携に関する覚書を取り交わし、従来から各々のごみ処理基本計画等で理念として掲げている「ゼロ・ウェイスト」の実現を目指すことを２市１町の共通の理念として、ごみ処理の広域連携に向けた検討を進めています。覚書に基づく２市１町の連携の一環として、逗子市は、葉山町の燃やすごみの一部を平成 29 年７月から試行で受け入れています。平成 30 年度からは、逗子市で可燃ごみ、葉山町でし尿等の全量の共同処理を本格的に実施する予定としています。

このような経緯の中で、逗子市廃棄物減量等推進審議会は、平成 29 年８月 22 日に逗子市長から「「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について」の諮問を受けました。

本審議会は、逗子市長からの諮問を受けた後、逗子市の公共下水道普及と接続の状況やし尿等処理事業の現状、他自治体の状況等を踏まえ、事業の費用対効果、受益者負担、環境負荷等の観点から議論を重ねました。市では、逗子市市民参加条例に基づくパブリックコメントを実施し、対象の 80 世帯には個別にパブリックコメント実施を周知するとともに、逗子市廃棄物減量等推進員会議等での説明を行い、し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正の考え方の周知と市民意見の聴取に取り組まれました。本答申は、パブリックコメント等により得られた市民意見を踏まえ、本審議会においてさらなる検討を加えたうえで、パブリックコメントで示された別紙制度改正案に対する本審議会の考え方を答申としてとりまとめたものです。

2　公共下水道事業との関係におけるし尿等処理事業の合理化、効率化の必要性について

逗子市においては、公共下水道整備に多大な投資をして、平成 14 年度に汚水に係る面整備 100%を達成しています。公共下水道整備に並行して、逗子市は、水洗化助成制度を設け水洗化工事への補助、融資あっせん、利子補給を行うことにより公共下水道への接続を促進してきました。水洗化助成制度の利用件数は、平成８年度までは年間３桁、その後 100%整備達成３年目の平成 16 年度までは年間２桁の件数の実績がありましたが、その後平成 17 年

度以降は、年間数件（１桁）程度に減少しており、現在のし尿のくみ取りまたは浄化槽清掃の対象世帯数は80世帯にまで減少しています。公共下水道整備の進捗による公共下水道への接続、移行が進む過渡期においては、当然にし尿等処理事業との二重投資の状況の発生はやむを得ないものと言えますが、整備達成後長期にわたってその状態が続くことは望ましくなく、下水道法が遅滞なき（くみ取り便所の場合は３年以内）接続義務を定めているのもそのためと考えられます。したがって、今回の制度改正により、公共下水道整備の進展に伴い費用対効果が悪化の一途を辿るし尿等処理事業の合理化、効率化を図ることには市の政策判断として合理性が認められるものと考えます。

３　受益者負担の適正化について

現在の受益者負担の状況としては、し尿のくみ取りは２人世帯で年間1,920円となっています。浄化槽の場合、容量1.5㎥未満の世帯が多く、年に２回清掃と汚泥くみ取りをしたとして、年間約10,000円程度の負担となっています。このように、特にくみ取り対象世帯は、公共下水道接続世帯の平均的な年間の使用料２～３万円に比し、長年、低廉な負担に抑えられてきたと言えます。

一方、平成28年度のし尿等処理事業にかかった経費の原価を計算すると、経費約2,300万円に対し、処理量295ｋℓで、処理原価は約78円/ℓとなります。適正な受益者負担の観点からは、くみ取りの単価36リットルあたり約2,800円が原価ということになります。今回の制度改正により許可業者制に移行した場合、近隣の鎌倉市と葉山町の料金水準を参考にすると、高い方の水準でも36リットルあたり723円に抑えられるということになります。したがって、制度改正により対象世帯の負担は増えることになりますが、公共下水道接続世帯に比して長年低廉な受益者負担であったことと、処理原価とのバランスを考慮すると、制度改正に合理性が認められるものと考えます。

参考に、逗子市の下水道の平成27年度実績の使用料単価は109.4円/㎥で、処理原価149.7円/㎥に対し約73%の負担となっています。し尿等処理経費の場合の約2,800円/36ℓの原価の73%は、2,044円となります。

なお、本審議会での審議の過程において、激変緩和の観点から、市民負担への補助の新設や、水洗化工事補助額の時限的な増額についても議論しました。本審議会としては、現行の補助制度で改良工事を実施して公共下水道に接続してきた市民との公平性や、長年にわたり下水道未接続世帯の負担が低廉な水準に抑えられてきた点、また、生活排水未処理による環境負荷に対する相応の負担の観点などを踏まえ、補助の新設、増額には消極的な意見が大勢でした。この点については、公共下水道事業とし尿等処理事業全体の計画的な推進と、生活扶助にかかる施策の観点からの市としての総合的な判断に委ねられるべきものと考えます。

4　おわりに

本制度改正は、鎌倉市、逗子市及び葉山町の２市１町のごみ処理の広域連携の一環として、２市１町の覚書に示された既存施設での共同処理の早期実施の検討方針に基づき、逗子市と葉山町の相互の役割分担のもと、葉山町の既存施設での逗子市のし尿等の共同処理の開始に合わせて、処理だけでなく浄化槽清掃を含むし尿等の収集運搬についても合理化を図ることにより、市のし尿等処理事業全体の合理化、効率化を図ろうとするものです。本審議会としては、本答申の２及び３に示したとおり、公共下水道整備の進展に伴うし尿等処理事業の全体としての合理化、効率化を図る観点と、適正な受益者負担等の観点から、今回の制度改正には十分合理性が認められるものと考えます。

なお、本制度改正は、対象世帯が市民のごく一部ではあっても、市民に環境負荷や受益者負担の公平性について認識してもらう観点や、逗子市におけるごみ処理の広域連携及び公共事業の財政運営上の観点からも重要な制度改正であり、対象世帯はもちろんのこと、全市民に制度の内容と趣旨目的を周知し、理解をいただくことが重要と考えます。また、本答申を踏まえ、制度改正が実施されると、し尿のくみ取り及び浄化槽の清掃は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に基づき、市が許可を与えた民間の許可業者と対象世帯との民民の契約により行われることとなります。市においては、制度導入にあたり、十分に周知、説明に努力するとともに、対象世帯への対応に遺漏のないよう配慮し、制度の円滑な実施が図られることを望みます。最後に、パブリックコメントでの意見を踏まえ、市民の生活扶助、生活支援の観点から、福祉担当所管ほか関係所管との情報共有、連携が十分図られるよう付言します。

別紙

し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正について

1　経緯

逗子市は、平成28年７月に鎌倉市及び葉山町とごみ処理の広域連携について覚書を交わし、これに基づき、本年７月より逗子市の焼却施設において葉山町の可燃ごみの焼却処理の試行を実施しているところです。今年度は葉山町との共同処理の試行期間とし、課題等の検証を行った上で、平成30年度からの本格実施を予定しています。また、相互の役割分担による連携方針のもと、逗子市と葉山町は、葉山町の処理施設における逗子市のし尿等の共同処理を予定しています。これに合わせて、し尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃の許可業者制（利用者が直接、民間の収集運搬業許可業者及び浄化槽清掃業許可業者と契約して料金を支払う仕組み）への移行を図ります。

許可業者制への移行に当たり、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成６年逗子市条例第５号）により定められているし尿処理及び浄化槽清掃に係る手数料等の規定を改正する必要があります。

2　現状

逗子市は公共下水道の整備率が平成14年度に100％となっています。下水道法により、くみ取便所又は浄化槽が設けられている建築物を所有する方は、処理区域となった場合は遅滞なく（くみ取便所の場合は３年以内に）水洗便所へ改造をすることが義務付けられています（資金の調達が困難な事情がある場合等を除く）。なお、市では水洗便所への改造費用について融資あっせんと助成制度を設けています。

現在、し尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃並びに収集したし尿及び浄化槽汚泥の逗子市の処理施設での処理については、事業者へ業務委託して行っています。現行の手数料は表１のとおりです。

【表１】

種別	取扱区分	手数料
し　尿の処理	定額制（一般家庭）	月額80円/人
	従量制（その他）	40円/10L
浄化槽の清掃	1.5㎥未満	4,000円
	1.5㎥以上	4,000円＋0.5㎥までごとに1,000円を加算

また、平成28年度のし尿処理、浄化槽清掃件数等の実績は表２のとおりです。し尿の従量制は、主に建設現場やイベントなどの仮設トイレのくみ取りが該当します。一般家庭のし尿のくみ取りと浄化槽清掃の該当世帯数は、平成28年度実績でそれぞれ46世帯と34世帯で、合計80世帯です。逗子市内に設置されている浄化槽は、ほとんどが単独処理浄化槽（トイレの排水のみを処理し、生活雑排水（台所、洗濯、風呂等のトイレ以外の排水）は処理対象としないもの）です。

【表２】

種別		件数等	処理量（リットル）
し尿	定額制（一般家庭）	46世帯66人	68,148
	従量制（その他）	年間延べ688件	117,036
浄化槽		34世帯延べ55件	109,512

3　許可業者制への移行について

葉山町は、し尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に基づく「許可業者制」により実施し、収集したし尿及び浄化槽汚泥は葉山町の処理施設に搬入して町が処理しています。

逗子市は、葉山町の処理施設で共同処理を実施し逗子市の施設を廃止するとともに、し尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃体制を葉山町に合わせて許可業者制の導入を図ることにより、財政的に大きなメリットが得られます。許可業者制への移行により、対象世帯への負担は増加することになります。しかし、これまで公共下水道整備に莫大な投資をして100%整備を達成した一方で、現在100世帯以下となっている公共下水道未接続のし尿くみ取り及び浄化槽清掃の対象世帯のし尿処理にかかっているコストは大きな財政負担となっています。これらのコストの費用対効果、生活雑排水未処理による環境負荷、下水道接続世帯と未接続世帯の負担の均衡、し尿処理事業全体の合理化、効率化の観点から、制度改正を図るものです。

許可業者制へ移行した場合の負担額は、民間の許可業者が設定した料金体系によることとなりますが、近隣の葉山町又は鎌倉市の料金体系に近い水準になると想定されます。現行の負担額と葉山町及び鎌倉市の料金水準との比較は、次のとおりです。

【例１】し尿（定額制）

	単価	例）１人世帯		例）２人世帯		備考
現　行	80円/人・月	月額	年額	月額	年額	
		80円	960円	160円	1,920円	
葉山町（許可業者制）※参考値	72Lまで1,080円＋36Lごとに540円	月額	年額	月額	年額	※１人当たり月平均　84.9Lで計算
		1,620円	19,440円	2,700円	32,400円	
鎌倉市（事業系従量制）※参考値	723円/36Ｌ	月額	年額	月額	年額	
		2,169円	26,028円	3,615円	43,380円	

【例２】浄化槽

	区分	処理額	例）1.0㎥の場合	例）3.0㎥の場合	備考
現　行	1.5㎥未満	4,000円	4,000円	8,000円	
	1.5㎥以上	4,000円＋0.5㎥までごとに1,000円を加算			
葉山町（許可業者制）※参考値	1.0～2.0㎥未満	11,880円	11,880円	17,830円	合併処理式の金額
	2.0㎥超	11,880円＋0.1㎥増すごとに595円を加算			
鎌倉市（許可業者制）※参考値	1.5㎥まで	11,340円 ※以降0.5㎥単位で設定 ※ホース距離による割増あり	11,340円	16,632円	ばっき型の金額

なお、逗子市の公共下水道使用料の参考料金は次のとおりです。

【例３】平均的な使用量（２か月で40㎥）の場合

排水量	使用料（２か月分）	年額
40㎥	3,520円	21,120円

※生活保護世帯等には使用料の減免制度あり。

4　経費削減効果

逗子市のし尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃業務並びに施設維持管理に係る経費は、平成28年度決算で約2,300万円です。年々処理量が減る一方で、施設の老朽化による補修費の増加もあり、事業の費用対効果が課題となっています。し尿処理手数料及び浄化槽清掃手数料収入は、同じく平成28年度決算で841,720円となっています。

【表３】処理量、処理経費、手数料収入の経年推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
処理量	358,920L	370,296L	323,460L	333,324L	294,696L
処理経費※	20,717,377円	19,990,266円	23,502,798円	19,341,966円	23,076,261円
手数料収入	938,600円	1,021,320円	913,760円	930,400円	841,720円

※し尿収集運搬にかかる経費は、し尿収集運搬・処理及びペットボトル処理業務委託の按分

逗子市が葉山町とのし尿等の共同処理を実施して逗子市の処理施設を廃止するとともに、逗子市のし尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃業務を許可業者が行うことにより、これらの逗子市の経費が歳入・歳出ともになくなります。一方、逗子市のし尿等を葉山町の施設で共同処理することから、処理量に応じて葉山町でのし尿処理に係る経費の一部を処理費負担金として逗子市が葉山町に支払うこととなります。この負担金については、今後協議を重ねて検討

していくこととしていますが、前述の逗子市のし尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃業務並びに施設維持管理に係る経費が不要になることから、相応の経費削減効果が得られるものと見込んでいます。

なお、逗子市と葉山町のし尿等の収集量の内訳は次のとおりで、葉山町の施設でのし尿処理にかかる経費は、平成28年度決算で約5,484万円です。逗子市のし尿等を葉山町の施設で共同処理する場合の逗子市の経費の負担額は、約200万円と試算しています。

【表４】し尿及び浄化槽汚泥の収集量（平成28年度）単位：kl

	浄化槽汚泥	し 尿	合 計
逗子市	110	185	295
葉山町	8,391	148	8,539

し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正に関する意見募集（パブリックコメント）について

1　意見を募集する趣旨

平成30年度から、葉山町の処理施設において逗子市のし尿等の共同処理を実施し、同時にし尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃について、利用者が直接許可業者と契約し料金を支払う「許可業者制」へ移行することにより、下水道接続世帯と未接続世帯の負担の均衡、し尿処理事業の合理化、効率化及び経費削減を図ることについて、皆さまからのご意見を募集します。

2　市民意見募集（パブリックコメント）実施概要

別紙「し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正について」参照

3　意見の提出期間

平成29年11月22日（水）～平成29年12月21日（木）必着

4　資料の閲覧場所

資源循環課、環境クリーンセンター、情報政策課情報公開係、市民交流センター、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、保健センター、福祉会館、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館、療育教育総合センター、各地域活動センター（桜逗会館、逗子桜山コンフォートガーデン自治会館、東逗子会館、アーデンヒル自治会館、グリーンヒル自治会館、興人東逗子自治会館、池子会館、山の根親交会館、久木会館、ハイランド自治会館、亀が岡自治会館、小坪東谷戸会館、小坪大谷戸会館、南ヶ丘自治会館、新宿会館）

5　意見の提出方法

任意の様式に「し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、次のいずれかの方法により送付または直接お持ちください。

⑴ ファクス　046-873-4520

⑵ 郵送　〒249-8686　逗子市逗子５－２－16　資源循環課

⑶ 直接提出　資源循環課（市役所2階）

※開庁時間外、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

⑷ メール　sigen@city.zushi.lg.jp

※電話での受付は行いません。また、提出された意見の原稿等の返却はいたしませんのであらかじめご了承ください。

６ 結果の公表

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

７ 問い合わせ先

環境都市部資源循環課
〒249-8686 逗子市逗子５－２－16
TEL 046-873-1111（内線472） FAX 046-873-4520

し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正について

１　経緯

逗子市は、平成28年７月に鎌倉市及び葉山町とごみ処理の広域連携について覚書を交わし、これに基づき、本年７月より逗子市の焼却施設において葉山町の可燃ごみの焼却処理の試行を実施しているところです。今年度は葉山町との共同処理の試行期間とし、課題等の検証を行った上で、平成30年度からの本格実施を予定しています。また、相互の役割分担による連携方針のもと、逗子市と葉山町は、葉山町の処理施設における逗子市のし尿等の共同処理を予定しています。これに合わせて、し尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃の許可業者制（利用者が直接、民間の収集運搬業許可業者及び浄化槽清掃業許可業者と契約して料金を支払う仕組み）への移行を図ります。

許可業者制への移行に当たり、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成６年逗子市条例第５号）により定められているし尿処理及び浄化槽清掃に係る手数料等の規定を改正する必要があります。

２　現状

逗子市は公共下水道の整備率が平成14年度に100％となっています。下水道法により、くみ取便所又は浄化槽が設けられている建築物を所有する方は、処理区域となった場合は遅滞なく（くみ取便所の場合は３年以内に）水洗便所へ改造をすることが義務付けられています（資金の調達が困難な事情がある場合等を除く）。なお、市では水洗便所への改造費用について融資あっせんと助成制度を設けています。

現在、し尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃並びに収集したし尿及び浄化槽汚泥の逗子市の処理施設での処理については、事業者へ業務委託して行っています。現行の手数料は表１のとおりです。

【表１】

種別	取扱区分	手数料
し　尿の処理	定額制（一般家庭）	月額80円/人
	従量制（その他）	40円/10L
浄化槽の清掃	1.5㎥未満	4,000円
	1.5㎥以上	4,000円＋0.5㎥までごとに1,000円を加算

また、平成28年度のし尿処理、浄化槽清掃件数等の実績は表２のとおりです。し尿の従量制は、主に建設現場やイベントなどの仮設トイレのくみ取りが該当します。一般家庭のし尿のくみ取りと浄化槽清掃の該当世帯数は、平成28年度実績でそれぞれ46世帯と34世帯で、合計80世帯です。逗子市内に設置されている浄化槽は、ほとんどが単独処理浄化槽（トイレの排水のみを処理し、生活雑排水（台所、洗濯、風呂等のトイレ以外の排水）は処理対象としないもの）です。

【表２】

種別		件数等	処理量（リットル）
し尿	定額制（一般家庭）	46世帯66人	68,148
	従量制（その他）	年間延べ688件	117,036
浄化槽		34世帯延べ55件	109,512

３　許可業者制への移行について

葉山町は、し尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に基づく「許可業者制」により実施し、収集したし尿及び浄化槽汚泥は葉山町の処理施設に搬入して町が処理しています。

逗子市は、葉山町の処理施設で共同処理を実施し逗子市の施設を廃止するとともに、し尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃体制を葉山町に合わせて許可業者制の導入を図ることにより、財政的に大きなメリットが得られます。許可業者制への移行により、対象世帯への負担は増加することになります。しかし、これまで公共下水道整備に莫大な投資をして100％整備を達成した一方で、現在100世帯以下となっている公共下水道未接続のし尿くみ取り及び浄化槽清掃の対象世帯のし尿処理にかかっているコストは大きな財政負担となっています。これらのコストの費用対効果、生活雑排水未処理による環境負荷、下水道接続世帯と未接続世帯の負担の均衡、し尿処理事業全体の合理化、効率化の観点から、制度改正を図るものです。

許可業者制へ移行した場合の負担額は、民間の許可業者が設定した料金体系によることとなりますが、近隣の葉山町又は鎌倉市の料金体系に近い水準になると想定されます。現行の負担額と葉山町及び鎌倉市の料金水準との比較は、次のとおりです。

【例１】し尿（定額制）

	単価	例）１人世帯		例）２人世帯		備考
現　行	80円/人・月	月額	年額	月額	年額	
		80円	960円	160円	1,920円	
葉山町（許可業者制）※参考値	72Lまで1,080円＋36Lごとに540円	月額	年額	月額	年額	※１人当たり月平均 84.9Lで計算
		1,620円	19,440円	2,700円	32,400円	
鎌倉市（事業系従量制）※参考値	723円/36Ｌ	月額	年額	月額	年額	
		2,169円	26,028円	3,615円	43,380円	

【例２】浄化槽

	区分	処理額	例）1.0㎥の場合	例）3.0㎥の場合	備考
現　行	1.5㎥未満	4,000円	4,000 円	8,000 円	
	1.5㎥以上	4,000円＋0.5㎥までごとに1,000円を加算			
葉山町（許可業者制）※参考値	1.0～2.0㎥未満	11,880円	11,880 円	17,830 円	合併処理式の金額
	2.0㎥超	11,880円＋0.1㎥増すごとに595円を加算			
鎌倉市（許可業者制）※参考値	1.5㎥まで	11,340円 ※以降0.5㎥単位で設定 ※ホース距離による割増あり	11,340 円	16,632 円	ばっき型の金額

なお、逗子市の公共下水道使用料の参考料金は次のとおりです。

【例３】平均的な使用量（２か月で40㎥）の場合

排水量	使用料（２か月分）	年額
40㎥	3,520円	21,120 円

※生活保護世帯等には使用料の減免制度あり。

４　経費削減効果

逗子市のし尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃業務並びに施設維持管理に係る経費は、平成28年度決算で約2,300万円です。年々処理量が減る一方で、施設の老朽化による補修費の増加もあり、事業の費用対効果が課題となっています。し尿処理手数料及び浄化槽清掃手数料収入は、同じく平成28年度決算で841,720円となっています。

【表３】処理量、処理経費、手数料収入の経年推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
処理量	358,920Ｌ	370,296Ｌ	323,460Ｌ	333,324Ｌ	294,696Ｌ
処理経費※	20,717,377 円	19,990,266 円	23,502,798 円	19,341,966 円	23,076,261 円
手数料収入	938,600 円	1,021,320 円	913,760 円	930,400 円	841,720 円

※し尿収集運搬にかかる経費は、し尿収集運搬・処理及びペットボトル処理業務委託の按分

逗子市が葉山町とのし尿等の共同処理を実施して逗子市の処理施設を廃止するとともに、逗子市のし尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃業務を許可業者が行うことにより、これらの逗子市の経費が歳入・歳出ともになくなります。一方、逗子市のし尿等を葉山町の施設で共同処理することから、処理量に応じて葉山町でのし尿処理に係る経費の一部を処理費負担金として逗子市が葉山町に支払うこととなります。この負担金については、今後協議を重ねて検討

していくこととしていますが、前述の逗子市のし尿の収集（くみ取り）・運搬及び浄化槽清掃業務並びに施設維持管理に係る経費が不要になることから、相応の経費削減効果が得られるものと見込んでいます。

なお、逗子市と葉山町のし尿等の収集量の内訳は次のとおりで、葉山町の施設でのし尿処理にかかる経費は、平成28年度決算で約5,484万円です。逗子市のし尿等を葉山町の施設で共同処理する場合の逗子市の経費の負担額は、約200万円と試算しています。

【表４】し尿及び浄化槽汚泥の収集量（平成28年度）単位：kl

	浄化槽汚泥	し 尿	合 計
逗子市	110	185	295
葉山町	8,391	148	8,539

し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間　平成29年11月22日（水）～12月21日（木）

2. 意見の数　5件

3. 意見提出人数　4人（郵送1人、FAX0人、メール1人、持参2人　／　個人4人、団体0件）

4. 意見内容の概要

区分	件数
許可業者制移行に関すること	1件
世帯の負担に関すること	1件
下水接続工事に関すること	3件
合計	5件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	0件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	0件
▲	意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	2件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	3件
合計		5件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
許可業者制移行に関すること	1	手数料等の個人負担増はやむを得ないと思うが、事業としては従来どおり市で行ってもらいたい。	▲	1件	公共下水道の整備に伴い、し尿、浄化槽汚泥の処理量が減少したことで費用対効果がきわめて悪化しているし尿等処理事業の合理化・効率化を図るため、許可業者制に移行することが妥当と考えています。
世帯の負担に関すること	2	私たちは2とも国民年金です。 月10万円で生活してます。 貸家は3万5千です。 家ももう80年ぐらいたちます。 どこもいたんでいるので困って居ります。 トイレの事が一番気になります。 地主さんが浄化槽にはしてくれません。 今は出て行くにもお金が有りません。 生活保護をいただきたいです。 とてもそんな高い手数料をはらえません。 どうしたらいいか教えてください。 もう生きて行く事がつらいです。	▲	1件	受益者負担の公平性の観点から制度改正することが妥当と考えています。生活扶助の観点からの市の施策に関する相談には、福祉関係部署と連携して対応してまいります。
下水接続工事に関すること	3	この土地は、自動車整備工場だった所の土地を借りており、浄化槽もその当時のものです。いずれは更地にして返却するので、現時点では改修に多大な費用が発生するので改修は出来ない。	◆	1件	今回の制度改正は、し尿等処理事業の合理化・効率化と適正な受益者負担を図るものです。下水道接続に関することについては、今回の制度改正の趣旨から対象外となり、参考意見とさせていただきます。 なお、下水道接続に関する相談には、下水道担当部署と連携して対応してまいります。
	4	・1983年に新築致しましたが、設計前に「逗子市は公共下水道の導入の計画の有無」の確認に伺いましたが予定はないとのことでした。 ・二人家族でしたが、詰まったりしてはいけないと思い7人槽を設置。 ・既に年月が経過しており庭等も整備されており、工事でどのようになるか不安でしたので、市に相談しましたが排水設備業者があるので問合せして下さいとのことで現在に至っております。 ・既にリタイヤしておりますので、費用面と工事内容が不明なので・・・。	◆	1件	
	5	借家のため勝手に改造出来ません。 いろいろな処理のため数年は移動出来ません。 一人暮らしですので3～4ヶ月に一度のくみ取りです。	◆	1件	
合計				5件	

（参考）パブリックコメント以外で寄せられた意見等

※し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正に関しての電話問合せ及び対応について記録したもの。

	内　　容　　（ 概　要 ）
1	・案内が届いたが内容がわからない。 →内容を説明 ・こんなに高くなるのでは払えない。大家も浄化槽にしてくれると言っていたが、いまだに直らない。 →費用の不均衡、下水道の接続について説明 ・それならば、市で下水道に改造してくれればよい。いずれにしても来て説明してほしい。
	・主人は80歳で私は79歳。 ・飼い犬が最近亡くなり、県営・市営住宅への入居も検討したいが、主人は生まれてからずっとこの家に住んでいて、ここで最期を迎えたいと言っている。 ・20年ほど前に自分も負担して工事しようと提案したがダメだった。 ・10年前には立ち退きを迫られたが、当時体の弱い母（故人）が同居していて、医者から動かさない方が良いと言われていたため、動かなかった。 ・岐阜にいる親戚が大屋（地主）で、代替わりして今は孫の代なのだが何もやってくれない。下水道接続は対応してもらえないだろう。 ・毎月35,000円の家賃を管理会社（ヒラガハウジング）に振り込んでいる。 ・国民年金のみの収入で2人合わせて月10万円の収入。制度改正後のくみ取り料金（年間およそ3万円）払えない。
	・話の内容は前回とほぼ同じ。 ・パブリックコメントを書こうとしたが頭が混乱してしまうので来週もう一度来庁するとのこと。
2	推進員会議で説明のあったし尿等の制度改正のパブリックコメントについて、自治会の会合で紹介したところ、なぜもっと早くやらなかったのかという意見が出た。今回の制度改正は非常に良いと思う。これまで制度改正しなかったのには何か理由があるのか。
3	・パブリックコメント通知文持参。料金払っていない。以前は納付書で払っていたが、いつからか納付書届かないので払いようがない。収集にきてくれなくなるのか。 →手数料は、減免の対象となっているで納付書送付はしていない。 ・高台で水の流れが悪く、下水道に接続できるのか心配との事。 →上水道の話をされているようなので、下水道とは別と説明。 し尿の汲み取りの流れが変更になるかもしれないことを説明し、もう一度内容を読んでもらい、書面で郵送等で提出していただくようお願いした。
4	・借家で大家と連絡が取れないため、下水接続工事のお願いをすることができない。 ・年金暮らしで手数料が有料になったら、払えない。（現在は高齢単身で減免対象）
5	上下水道は100%なのになんで100戸あるのか、強制。 2,000万円は高すぎる。

（参考）上記のほか、下水道課に下水接続に関する問い合わせが2件あり。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（昭和四十六年九月二十三日）

（政令第三百号）

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第三条　法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一　一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。

イ　収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1)　一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(2)　収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ロ　一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ハ　運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

ニ　船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

ホ　石綿が含まれている一般廃棄物であつて環境省令で定めるもの(以下「石綿含有一般廃棄物」という。)の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

ヘ　一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

(1)　積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。

(2)　積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(3)　積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

ト　石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

チ　一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き、行つてはならないこと。

リ　一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1)　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(イ)　周囲に囲い(保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

(ロ)　環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2)　保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(イ)　一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(ロ)　屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(ハ)　その他必要な措置

(3)　保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

ヌ　石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、トの規定の例によること。

ル　法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画(次号ニにおいて「一般廃棄物処理計画」という。)に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従つて収集し、又は運搬すること。

二～四　(略)

○浄化槽法（抜粋）

（昭和五十八年五月十八日）

（法律第四十三号）

(目的)

第一条　この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　浄化槽　便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)を処理し、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道(以下「終末処理下水道」という。)以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

二　浄化槽工事　浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事をいう。

三　浄化槽の保守点検　浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

四　浄化槽の清掃　浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

五　浄化槽製造業者　第十三条第一項又は第二項の認定を受けて当該認定に係る型式の浄化槽を製造する事業を営む者をいう。

六　浄化槽工事業　浄化槽工事を行う事業をいう。

七　浄化槽工事業者　第二十一条第一項又は第三項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。

八　浄化槽清掃業　浄化槽の清掃を行う事業をいう。

九　浄化槽清掃業者　第三十五条第一項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。

十　浄化槽設備士　浄化槽工事を実地に監督する者として第四十二条第一項の浄化槽設備士免状の交付を受けている者をいう。

十一　浄化槽管理士　浄化槽管理士の名称を用いて浄化槽の保守点検の業務に従事する者として第四十五条第一項の浄化槽管理士免状の交付を受けている者をいう。

十二　特定行政庁　建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第三十五号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。

(浄化槽によるし尿処理等)

第三条　何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。

2　何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。

3　浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

第三条の二　何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの(下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設を除く。)を設置してはならない。ただし、下水道法第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項第一号に規定する予定処理区域内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する設備又は施設は、この法律の規定(前条第二項、前項及び第五十一条の規定を除く。)の適用については、浄化槽とみなす。

(清掃)

第九条　浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて行わなければならない。

(浄化槽管理者の義務)

第十条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなけれ

ばならない。

2　政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者(以下「技術管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

3　浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

第六章　浄化槽清掃業の許可

(許可)

第三十五条　浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2　前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。

3　第一項の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。

4　市町村長は、第一項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

(許可の基準)

第三十六条　市町村長は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二　清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ　第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ　浄化槽清掃業者で法人であるものが第四十一条第二項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽清掃業者の役

員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

ニ　第四十一条第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第六項の規定、第七条の二第一項の規定若しくは同法第十六条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第七条の三の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ト　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

チ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項又は第六項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第七条の四の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

リ　浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの

ヌ　法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

(変更の届出)

第三十七条　浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、第三十五条第三項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第三十八条　浄化槽清掃業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

一　死亡した場合　その相続人

二　法人が合併により消滅した場合　その役員であつた者

三　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人

四　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合　その清算人

五　浄化槽清掃業を廃止した場合　浄化槽清掃業者であつた個人又は浄化槽清掃業者であつた法人の役員

(標識の掲示)

第三十九条　浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第四十条　浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第四十一条　市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

2　市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第三十六条第一号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第十二条第二項の命令に違反したとき。

二　不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けたとき。

三　第三十六条第二号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。

四　第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五　前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

3　第三十五条第四項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

附　則　(平成一二年六月二日法律第一〇六号)　抄

(施行期日)

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(既存単独処理浄化槽に係る経過措置等)

第二条　この法律による改正前の浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽(し尿のみを処理するものに限る。)であってこの法律の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるもの(以下「既存

単独処理浄化槽」という。)は、この法律による改正後の浄化槽法(以下「新法」という。)の規定(第三条第二項の規定を除く。)の適用については、新法第二条第一号に規定する浄化槽とみなす。

第三条　既存単独処理浄化槽(新法第三条の二第一項ただし書に規定する設備又は施設に該当するものを除く。)を使用する者は、新法第二条第一号に規定する雑排水が公共用水域等に放流される前に処理されるようにするため、同号に規定する浄化槽の設置等に努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

浄化槽法の一部を改正する法律について

公布日：平成12年6月2日

生衛発958号

(各都道府県知事・各政令市長あて厚生省生活衛生局長通知)

浄化槽法の一部を改正する法律(平成一二年法律第一〇六号)は、本日公布され、平成一三年四月一日から施行することとされたところである。その改正の趣旨及び内容は左のとおりであるので、十分御了知の上、施行に遺憾なきを期されたい。

記

第一　改正の趣旨

単独処理浄化槽は、汚濁負荷の大きい雑排水を未処理で放流するのみならず、し尿に係る汚濁負荷も大きく、くみ取り便所によりし尿処理施設において処理される場合よりも逆に汚濁負荷を増大させるものであるため、水環境の保全上大きな弊害となっており、特に単独処理浄化槽が新設されれば、その時点から水環境に与える悪影響を長期間固定することとなるもので、早急に廃止する必要がある。このため、行政及び浄化槽関係団体が連携して単独処理浄化槽新設廃止対策を推進してきたところであり、この結果、新設浄化槽に占める合併処理浄化槽の割合は、平成一一年度の第三四半期において、七〇・九%にまで上昇している。

今般の改正は、このような生活排水対策への社会的意識の高まりに対応して、単独処理浄化槽の新設廃止のための法的措置を講ずるものである。

第二　改正の内容

1　浄化槽の定義

浄化槽の定義から単独処理浄化槽を削除し、合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義したものであること(第二条第一号関係)。これにより、浄化槽の新設時においては合併処理浄化槽の設置が義務づけられることとなること。

2　浄化槽による雑排水の処理等

(一)　雑排水の未処理での放流を禁止するため、何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならないものとしたこと(第三条第二項関係)。なお、履行可能性等の観点から、くみ取りの場合や、屋外で生ずる雑排水の放流のような場合は、この義務づけが除外されていること。

(二)　浄化槽法の規定を建築基準法第六条第一項の「建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律」の規定で政令で定めるものとして規定できるようにし、建築確認の対象法令とするため、何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のものを設置してはならないものとしたこと(第三条の二第一項本文関係)。

(三)　下水道の予定処理区域については、合併処理浄化槽の設置の義務づけを行った場合、合併処理浄化槽の設置と下水道の接続を短期間のうちに行わなければならず、住民にとっての二重の負担、国庫補助にとっても二重の投資となることから、当該区域についての当該義務づけを除外したこと。また、改正前の浄化槽法の規制と比較して当該区域の規制に空白が概念的に生ずることを避けるため、し尿を処理する設備又は施設を設置することを当該義務づけの除外の要件とするとともに、設置、維持管理等に係る規制を及ぼすこととしたこと(第三条の二第一項但書及び第二項関係)。

このような規定の趣旨が関係者に十分理解されるよう周知徹底を図るとともに、当該区域を含め、各都道府県においてこれまで推進してきた単独処理浄化槽新設廃止対策が今回の改正を機に一層進展し完全廃止が実

現されるよう格段のご尽力を願いたい。また、下水道の予定処理区域については、現に工事が実施され、概ね七年以内、平均三～四年程度で整備が完了し、供用開始される区域であることを前提に前記の除外措置が講ぜられたものであることから、当該区域の設定がこの趣旨を逸脱することのないよう十分留意されたい。

3　既存単独処理浄化槽に係る経過措置等

(一)　既存単独処理浄化槽について、改正後の浄化槽法の規制を除外するとともに、設置、維持管理等の従来の規制を及ぼすため、改正後の浄化槽法の規定による浄化槽とみなすものとしたこと(附則第二条関係)。

(二)　既存単独処理浄化槽を使用する者は、下水道の予定処理区域にあるものを除き、合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更に努めなければならないものとしたこと(附則第三条関係)。

4　道路法の改正

浄化槽新設時において合併処理浄化槽の設置が義務づけられたことに伴い、道路の下を合併処理浄化槽の設置場所として円滑に活用できるようにするため、道路の占用許可の対象施設に合併処理浄化槽を定めたものであること(附則第六条関係)。

○環境省関係浄化槽法施行規則（抜粋）

（昭和五十九年三月三十日）

（厚生省令第十七号）

(浄化槽清掃業の許可の技術上の基準)

第十一条　法第三十六条第一号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。

一　スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。

二　温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。

三　パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。

四　浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有していること。

○下水道法（抜粋）

（昭和三十三年四月二十四日）

（法律第七十九号）

（排水設備の設置等）

第十条　公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠（きょ）その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一　建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二　建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者

三　道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

２　前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

３　第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

（水洗便所への改造義務等）

第十一条の三　処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

２　建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。

３　公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定め

て、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

4　第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

5　市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

6　国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

○逗子市下水道条例（抜粋）

昭和47年３月22日

逗子市条例第19号

（し尿の排除の制限）

第８条　使用者は、し尿を公共下水道に排除しようとするときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

（水洗便所改造等の助成）

第８条の２　市長は、処理区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者又はし尿浄化槽を撤去して水洗便所に改造しようとする者に対し、予算の範囲内においてその資金の一部補助又は全額補助の助成をすることができる。

（助成の資格）

第８条の３　前条の規定による一部補助を受けることができる者は、第１号及び第２号に、全額補助を受けることができる者は、第３号に該当する者でなければならない。

（１）　処理区域内における建築物の所有者又は占有者（当該改造について、建築物の所有者の同意を得た場合に限る。）であること。

（２）　市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者であること。

（３）　生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている者で、処理区域内の建築物の所有者であり、かつ、現にその建築物の占用者であること。

（助成の額）

第８条の４　水洗便所改造資金又はし尿浄化槽撤去資金の一部補助額又は全額補助額は、次の表によるものとする。

区分	補助額
水洗便所改造資金の一部補助	くみ取り口１箇所につき5,000円
水洗便所改造資金の全額補助	改造に要した費用の全額
し尿浄化槽撤去資金の一部補助	し尿浄化槽１基につき5,000円
し尿浄化槽撤去資金の全額補助	撤去に要した費用の全額

（助成の申請）

第８条の５　助成を受けようとする者は、第４条の規定に基づく排水設備の新設の確認を受ける際に、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付）

第８条の６　補助金は、第６条の規定による工事完成検査後に市長が交付する。

（水洗便所改造等資金融資のあっせん）

第８条の７　市長は、法第11条の３第５項の規定により、処理区域内において、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者又はし尿浄化槽を撤去して水洗便所に改造しようとする者に対し、当該改造に必要な資金の融資をあっせんするものとする。

（使用料の減免）

第17条　市長は、天災その他特別の事情がある場合において、必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

○逗子市水洗便所改造等資金融資あっせん規則

昭和58年３月28日

逗子市規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の３第５項及び逗子市下水道条例（昭和47年逗子市条例第19号。以下「条例」という。）第８条の７の規定に基づき、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者又はし尿浄化槽を撤去して水洗便所に改造しようとする者に対してそれらの工事に必要な資金（以下「資金」という。）の融資のあっせん（以下「あっせん」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（あっせん等）

第２条　あっせんは、市長が行う。

２　あっせんを受けた者は、市長が指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）から融資を受けることができる。

３　あっせんに基づく当該融資に係る利息は、本市が資金の融資を受けた者（以下「借受人」という。）に代わって負担するものとする。ただし、借受人の履行遅滞による延滞利息は、借受人の負担とする。

（あっせんの要件）

第３条　あっせんを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（１）　処理区域内における建築物の所有者又は占有者（当該改造について、建築物の所有者の同意を得た場合に限る。）であること。

（２）　市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

（３）　償還能力を有すること。

（４）　確実な連帯保証人があること。

（あっせんの額）

第４条　あっせんの額は、第１条に掲げる工事に要する費用の範囲内において、くみ取便所１箇所又はし尿浄化槽１基につき、400,000円（共同で使用するし尿浄化槽については、１基につき3,000,000円）を超えない範囲内で、市長が必要と認める額とし、10,000円を単位とする。

（融資の条件）

第５条　融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

（１）　償還期間　36月以内とする。

（２）　償還方法　融資を受けた日の属する月の翌月から毎月元金均等償還の方法とし指定口座からの自動引落しとする。

（３）　その他必要な事項は、取扱金融機関の定めるところによる。

（あっせんの申請等）

第６条　あっせんを受けようとする者は、条例第４条の規定に基づく排水設備の新設の確認を受ける際に、連帯保証人と連署のうえ水洗便所改造等資金融資あっせん申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　保証書（第２号様式）

（２）　連帯保証人の印鑑登録証明書

２　市長は、前項の規定により申請があったときは、これを審査し、その適否を決定し、水洗便所改造等資金融資あっせん決定通知書（第３号様式）により通知しなければならない。

（連帯保証人の資格等）

第７条　連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備えているものでなければならない。

（１）　20歳以上で市内に居住していること。

（２）　市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

（３）　保証能力があること。

２　借受人は、連帯保証人について次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、速やかに連帯保証人変更届（第４号様式）を提出しなければならない。

（１）　住所、氏名に変更があったとき。

（２）　資格を失ったとき。

（３）　保証能力を著しく減少し、また喪失する事実が生じたとき。

（４）　死亡したとき。

３　前項各号に規定する場合を除くほか、市長が特に必要と認めたときは、連帯保証人を変更させることができる。

（あっせん額の決定等）

第８条　市長は、第６条第２項の規定によりあっせんを決定した者に係る排水設備の工

事について条例第６条の規定による完成検査の合格を確認したときは、あっせんの額を決定し、水洗便所改造等資金融資あっせん額決定通知書（第５号様式）により通知しなければならない。

２　市長は、前項の規定によるあっせん額を決定したときは、当該決定通知を受けた者が指定した取扱金融機関に水洗便所改造等資金融資依頼書（第６号様式）を送付しなければならない。

（資金の融資）

第９条　前条第１項の決定通知を受けた者は、この規則に特別の定めがあるもののほか、当該取扱金融機関の所定の手続に従い、資金の融資を受けるものとする。

（あっせん等の取消）

第10条　市長は、あっせん等の決定を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、あっせん等の決定を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の方法によりあっせん等の決定を受けたとき。

（２）　前号に掲げるもののほか市長があっせん等を不適当と認めたとき。

（損失補償）

第11条　市長は、あっせんにより資金の融資を行った取扱金融機関が当該借受人の償還債務の不履行により損失を受けたときは、取扱金融機関との契約に基づきその損失を補償する。

（損失補償の求償）

第12条　前条の規定により市長が当該金融機関に対し損失補償をした場合には、当該借受人又は連帯保証人は、直ちに当該損失補償金に相当する額を本市に納付しなければならない。

附　則

この規則は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年３月31日規則第14号）

この規則は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年６月１日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和62年８月３日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年７月17日規則第21号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に、改正前の逗子市水洗便所改造等資金融資あつ旋規則の規定により作成された第１号様式及び第３号様式は、この規則の規定により定められた様式とみなす。

３　この規則施行の際、現に使用している第１号様式及び第３号様式については、当分の間これを取りつくろい使用することができる。

附　則（平成２年３月31日規則第12号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の逗子市水洗便所改造等資金融資あつ旋規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係るあつ旋額から適用し、同日前の申請に係るあつ旋額については、なお従前の例による。

附　則（平成３年３月26日規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、平成３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の逗子市水洗便所改造等資金融資あつ旋規則の規定は、この規則の施行後のあつ旋額から適用し、同日前の申請に係るあつ旋額については、なお従来の例による。

附　則（平成11年12月７日規則第36号）

（施行期日）

１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前にこの規則による改正前の逗子市水洗便所改造等資金融資あつ旋規則の規定によりされた申請、決定その他の行為は、この規則の相当規定によりされた申請、決定その他の行為とみなす。

３　この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取りつくろい使用することができる。

附　則（平成17年４月１日規則第11号）

（施行期日）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

附　則（平成19年11月16日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年３月31日規則第23号）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕い使用することができる。

第1号様式(第6条関係)

水洗便所改造等資金融資あっせん申請書

(受付印)	年　月　日 逗子市長 住　所 フリガナ 申請人 氏　名　㊞ 生年月日 電　話 住　所 フリガナ 連帯保証人 氏　名　㊞ 生年月日 電　話 次のとおり申請します。

申請区分	□水洗便所改造資金融資のあっせん		□し尿浄化槽撤去資金融資のあっせん	
申請額	便所改造　箇所	し尿浄化槽撤去　基	金額	円
施工場所	逗子市		□自家	□借家
指定工事店		工事見積額	円	
指定する金融機関名(○印をつけてください。)				

(申請人はこれより上欄に記入してください。)

次のとおり決定してよろしいでしょうか。					公印使用承認	起案	・　・
部長	次長	課長	係長	係	・　・	決裁	・　・
						通知	・　・
決定区分	□あっせんする　□あっせんしない						
決定理由条件等							

指定する金融機関名欄に、市長が指定する金融機関名を記載すること。

第2号様式(第6条関係)

収　入
印　紙

保　　証　　書

私が逗子市水洗便所改造等資金融資あっせん規則(以下「あっせん規則」という。)により水洗便所改造等資金の融資のあっせんを受けるにあたりましては、あっせん規則および金融機関と結ぶ金銭消費貸借契約(以下「契約」という。)の契約事項を誠実に守ります。

万一契約に違反して貴市に損害を与えた場合は、あっせん規則に定めるところにより私及び連帯保証人が当損害金を直ちに弁済いたします。

後日のため本書を差し入れます。

年　　月　　日

申　請　人

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　実印

連帯保証人

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　実印

逗子市長

第3号様式(第6条関係)

水洗便所改造等資金融資あっせん決定通知書

第　　号の2
年　月　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿

逗子市長　　印

　　年　月　日付で申請のありました水洗便所改造等資金融資あっせんの申請については、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	水洗便所改造資金融資のあっせん	し尿浄化槽撤去資金融資のあっせん
	□する　□しない	□する　□しない
あっせん内定額	円	融資利息は無利息
あっせんしない理由		
金融機関名		

注意事項
○　工事完了検査後、あっせん金額が決まりましたらあっせん額決定通知書を送付します。
○　工事完成による精算にて工事費に変動が生じた場合は、あっせん内定額とあっせん決定額に変更が生じる場合があります。

備考　この通知書の内容(処分)に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に逗子市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に逗子市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この場合であっても決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式(第7条関係)

連　帯　保　証　人　変　更　届

<table>
<tr><td>(受付印)</td><td colspan="4">年　月　日

逗子市長

届出人
(借受人)　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

連帯保証人に変更がありましたので、次のとおり届けます。</td></tr>
<tr><td>変　更　区　分</td><td colspan="4">□住所の変更　□氏名の変更　□死　亡
□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>上記区分の変更年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">連帯保証人
住所氏名</td><td rowspan="2">旧</td><td>住　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">新</td><td>住　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>添　付　書　類</td><td colspan="4">保証書・連帯保証人の印鑑登録証明書
(市内転居の場合は不要)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="5">上記のとおり届出がありました。</td><td rowspan="2">供　覧　・　・</td></tr>
<tr><td>部　長</td><td>次　長</td><td>課　長</td><td>係　長</td><td>係</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>処　理　・　・</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td>完　結　・　・</td></tr>
</table>

第5号様式(第8条関係)

水洗便所改造等資金融資あっせん額決定通知書

第　　号の3

年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

逗子市長　　印

あなたの融資あっせん額は、次のとおり決定したので通知します。

融資あっせん決定額	円
金　融　機　関　名	
返　　済　　方　　法	1　融資をうけた日の属する月の翌月から毎月元金均等償還の方法とする。 2　利息は無利息とする。ただし、延滞利息(返済期日に遅れた場合)は本人の負担とする。 3　返済期間は36月以内とする。 4　各月の償還額に端数を生じた場合は、最終回の償還金に充てるものとする。 5　その他、取扱金融機関の定めるところによる。

備考　この通知書の内容(処分)に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に逗子市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に逗子市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この場合であっても決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式(第8条関係)

水洗便所改造等資金融資依頼書

年　　月　　日

取扱金融機関

逗子市長　　印

次の者は、逗子市水洗便所改造等資金融資あっせん規則の規定により、融資することを適当と認めます。

No.	住　　所	氏　　名	融資あっせん額(円)	備　　考(TEL)

第１号様式（第６条関係）

（平元規則21・全改、平11規則36・平17規則11・一部改正）

第２号様式（第６条関係）

（平11規則36・平17規則11・一部改正）

第３号様式（第６条関係）

（平17規則11・全改、平19規則26・平28規則23・一部改正）

第４号様式（第７条関係）

（平11規則36・平17規則11・一部改正）

第５号様式（第８条関係）

（平11規則36・平17規則11・平19規則26・平28規則23・一部改正）

第６号様式（第８条関係）

（平11規則36・平17規則11・一部改正）

Ⅳ　し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

1 し尿及び浄化槽汚泥の処理体制

横須賀米海軍施設内のみ収集する事業者（横三興業）

表Ⅳ－1　収集し尿及び浄化槽汚泥の処理体制

市町村名	し尿										浄化槽汚泥										許可業者数		
	処理体制							処理方法			処理体制							処理方法			し尿	浄化槽汚泥	
	収集・運搬				中間処理						収集・運搬				中間処理								
	直	組	委	許	直	組	他	施	下	そ	直	組	委	許	直	組	他	施	下	そ	収集運搬		清掃業
横浜市	○				○				○					○	○				○		0	18	18
川崎市	○				○				○		○				○				○		0	0	0
相模原市	○		○		○			○			○			○	○			○			0	6	6
横須賀市			○	○	○				○				○		○				○		3	0	0
平塚市			○				○	○						○			○	○			0	3	3
鎌倉市			○		○				○					○	○				○		0	2	2
藤沢市			○		○			○					○		○			○			0	1	1
小田原市			○		○				○				○		○				○		0	0	0
茅ヶ崎市			○				○	○					○				○	○			1	1	0
逗子市			○		○				○				○		○				○		0	0	0
三浦市			○				○	○						○			○	○			0	3	3
秦野市			○		○				○					○	○				○		0	3	3
厚木市			○		○			○						○	○			○			0	2	2
大和市			○		○				○					○	○				○		0	4	4
伊勢原市			○		○				○					○	○				○		0	2	2
海老名市	○					○		○						○		○		○			0	1	0
座間市	○					○		○						○		○		○			0	1	0
南足柄市			○			○		○						○		○		○			1	4	2
綾瀬市	○					○		○						○		○		○			0	1	1
市部小計	6	0	14	1	12	4	3	10	9	0	2	0	5	13	12	4	3	10	9	0	5	52	47
葉山町				○	○									○	○				○		2	2	2
寒川町			○		○			○					○		○			○			0	1	1
大磯町			○		○			○						○	○			○			0	5	2
二宮町			○		○			○						○	○			○			0	4	4
中井町			○			○		○						○		○		○			1	1	1
大井町			○			○		○						○		○		○			2	2	2
松田町			○			○		○						○		○		○			2	2	2
山北町			○			○		○						○		○		○			1	1	1
開成町			○			○		○					○			○		○			0	1	1
箱根町			○		○			○						○	○			○			0	2	0
真鶴町			○			○		○					○			○		○			0	1	1
湯河原町			○			○		○					○			○		○			0	2	2
愛川町	○				○			○			○				○			○			0	0	0
清川村			○				○	○					○				○	○			0	0	0
郡部小計	1	0	12	0	6	7	1	13	0	0	1	0	5	8	6	7	1	13	1	0	8	24	19
県合計	7	0	26	1	18	11	4	23	9	0	3	0	10	21	18	11	4	23	10	0	13	76	66

直＝市町村直営、組 ＝一部事務組合直営、委 ＝委託業者、許 ＝許可業者、他 ＝他市町村等
施＝し尿処理施設による処理、下 ＝前処理による下水道投入、そ ＝その他の処理

（注）　許可業者数は、同一事業者が複数市町村の許可を取得している可能性があり、合計は重複した値である。

表Ⅳ－２　し尿の計画処理区域内人口一覧表

市町村名	① 計画処理区域内人口 ＝④+⑦	水洗化人口					
		② 公共下水道人口	率(%)	③ 浄化槽人口	率(%)	④　計 ＝②＋③	率(%)
横浜市	3,724,844	3,706,424	99.5	12,056	0.3	3,718,480	99.8
川崎市	1,475,213	1,464,980	99.3	7,489	0.5	1,472,469	99.8
相模原市	720,780	688,864	95.6	28,324	3.9	717,188	99.5
横須賀市	406,586	386,693	95.1	18,924	4.7	405,617	99.8
平塚市	258,227	250,518	97.0	6,908	2.7	257,426	99.7
鎌倉市	173,019	156,401	90.4	16,248	9.4	172,649	99.8
藤沢市	423,894	406,780	96.0	15,371	3.6	422,151	99.6
小田原市	194,086	148,911	76.7	42,881	22.1	191,792	98.8
茅ヶ崎市	239,348	225,860	94.4	12,540	5.2	238,400	99.6
逗子市	60,425	59,808	99.0	444	0.7	60,252	99.7
三浦市	45,289	13,718	30.3	27,903	61.6	41,621	91.9
秦野市	167,378	129,675	77.5	36,575	21.9	166,250	99.3
厚木市	225,714	200,365	88.8	23,886	10.6	224,251	99.4
大和市	232,922	220,541	94.7	11,824	5.1	232,365	99.8
伊勢原市	101,514	73,829	72.7	26,525	26.1	100,354	98.9
海老名市	130,190	121,996	93.7	7,748	6.0	129,744	99.7
座間市	128,737	121,346	94.3	6,943	5.4	128,289	99.7
南足柄市	43,306	29,749	68.7	13,081	30.2	42,830	98.9
綾瀬市	84,460	79,432	94.0	4,271	5.1	83,703	99.1
市部小計	8,835,932	8,485,890	96.0	319,941	3.6	8,805,831	99.7
葉山町	32,096	20,644	64.3	11,289	35.2	31,933	99.5
寒川町	47,936	43,015	89.7	4,563	9.5	47,578	99.3
大磯町	31,550	18,391	58.3	12,756	40.4	31,147	98.7
二宮町	28,378	18,640	65.7	9,419	33.2	28,059	98.9
中井町	9,679	4,741	49.0	4,793	49.5	9,534	98.5
大井町	17,033	14,559	85.5	2,356	13.8	16,915	99.3
松田町	11,171	9,396	84.1	1,515	13.6	10,911	97.7
山北町	10,724	7,642	71.3	2,771	25.8	10,413	97.1
開成町	17,013	12,834	75.4	3,742	22.0	16,576	97.4
箱根町	11,786	6,744	57.2	4,920	41.7	11,664	99.0
真鶴町	7,333	546	7.4	6,566	89.5	7,112	97.0
湯河原町	25,026	21,686	86.7	3,242	13.0	24,928	99.6
愛川町	40,343	37,261	92.4	2,836	7.0	40,097	99.4
清川村	3,214	3,002	93.4	194	6.0	3,196	99.4
郡部小計	293,282	219,101	74.7	70,962	24.2	290,063	98.9
県合計	9,129,214	8,704,991	95.4	390,903	4.3	9,095,894	99.6

(注)逗子市の計画処理区域内人口には、米軍住宅地の収集人口 3,000 人を含む。

（単位:人）
平成27年10月1日現在

非水洗化人口						⑧ 浄化槽人口＋計画収集人口	
⑤ 計画収集人口	率(%)	⑥ 自家処理人口	率(%)	⑦ 計 ＝⑤＋⑥	率(%)		率 (%)
6,364	0.2	−	−	6,364	0.2	18,420	0.5
2,744	0.2	−	−	2,744	0.2	10,233	0.7
3,592	0.5	−	−	3,592	0.5	31,916	4.4
969	0.2	−	−	969	0.2	19,893	4.9
801	0.3	−	−	801	0.3	7,709	3.0
370	0.2	−	−	370	0.2	16,618	9.6
1,743	0.4	−	−	1,743	0.4	17,114	4.0
2,294	1.2	−	−	2,294	1.2	45,175	23.3
948	0.4	−	−	948	0.4	13,488	5.6
173	0.3	−	−	173	0.3	617	1.0
3,668	8.1	−	−	3,668	8.1	31,571	69.7
1,121	0.7	7	0.0	1,128	0.7	37,696	22.5
1,463	0.6	−	−	1,463	0.6	25,349	11.2
557	0.2	−	−	557	0.2	12,381	5.3
1,060	1.0	100	0.1	1,160	1.1	27,585	27.2
446	0.3	−	−	446	0.3	8,194	6.3
448	0.3	−	−	448	0.3	7,391	5.7
476	1.1	−	−	476	1.1	13,557	31.3
757	0.9	−	−	757	0.9	5,028	6.0
29,994	0.3	107	0.0	30,101	0.3	349,935	4.0
163	0.5	−	−	163	0.5	11,452	35.7
358	0.7	−	−	358	0.7	4,921	10.3
403	1.3	−	−	403	1.3	13,159	41.7
319	1.1	−	−	319	1.1	9,738	34.3
145	1.5	−	−	145	1.5	4,938	51.0
118	0.7	−	−	118	0.7	2,474	14.5
260	2.3	−	−	260	2.3	1,775	15.9
311	2.9	−	−	311	2.9	3,082	28.7
437	2.6	−	−	437	2.6	4,179	24.6
122	1.0	−	−	122	1.0	5,042	42.8
221	3.0	−	−	221	3.0	6,787	92.6
98	0.4	−	−	98	0.4	3,340	13.3
246	0.6	−	−	246	0.6	3,082	7.6
18	0.6	−	−	18	0.6	212	6.6
3,219	1.1	−	−	3,219	1.1	74,181	25.3
33,213	0.4	107	0.0	33,320	0.4	424,116	4.6

２ し尿及び浄化槽汚泥の収集内訳

表Ⅳ－３　し尿及び浄化槽汚泥の収集内訳一覧表

市町村名	し尿					浄化槽		
	収集主体別収集量				自家処理量	収集主体別収集		
	①地方公共団体直営	②委託業者	③許可業者	④計＝①～③		⑤地方公共団体直営	⑥委託業者	⑦許可業者
横浜市	7,408	－	－	7,408	－	－	－	22,873
川崎市	7,360	－	－	7,360	－	33,588	－	－
相模原市	1,583	1,562	－	3,145	－	4,831	－	21,545
横須賀市	－	2,200	325	2,525	－	－	12,127	－
平塚市	－	1,162	－	1,162	－	－	－	6,511
鎌倉市	－	1,030	－	1,030	－	－	－	2,858
藤沢市	－	2,430	－	2,430	－	－	10,628	－
小田原市	－	1,945	－	1,945	－	－	24,729	－
茅ヶ崎市	－	1,769	－	1,769	－	－	7,945	－
逗子市	－	220	－	220	－	－	113	－
三浦市	－	3,990	－	3,990	－	－	－	16,614
秦野市	－	764	－	764	5	－	－	17,464
厚木市	－	1,736	－	1,736	－	－	－	11,611
大和市	－	1,144	－	1,144	－	－	－	2,509
伊勢原市	－	1,195	－	1,195	113	－	－	14,323
海老名市	697	－	－	697	－	－	－	3,702
座間市	945	－	－	945	－	－	－	4,703
南足柄市	－	673	－	673	－	－	－	12,553
綾瀬市	763	－	－	763	－	－	－	4,185
市部小計	18,756	21,820	325	40,901	118	38,419	55,542	141,451
葉山町	－	－	－	－	－	－	－	9,758
寒川町	－	580	－	580	－	－	1,938	－
大磯町	－	426	－	426	－	－	－	8,148
二宮町	－	343	－	343	－	－	－	5,640
中井町	－	86	－	86	－	－	－	2,393
大井町	－	51	－	51	－	－	－	1,410
松田町	－	197	－	197	－	－	－	1,324
山北町	－	197	－	197	－	－	－	2,755
開成町	－	137	－	137	－	－	2,494	－
箱根町	－	317	－	317	－	－	－	7,999
真鶴町	－	129	－	129	－	－	4,257	－
湯河原町	－	264	－	264	－	－	4,581	－
愛川町	412	－	－	412	－	3,498	－	－
清川村	－	43	－	43	－	－	255	－
郡部小計	412	2,770	－	3,182	－	3,498	13,525	39,427
県合計	19,168	24,590	325	44,083	118	41,917	69,067	180,878

（単位：kl／年）

汚泥		計					
量		収集主体別収集量				⑬	
⑧ 計 ＝⑤～⑥	自家処理量	⑨地方公共団体直営	⑩ 委託業者	⑪ 許可業者	⑫ 計 ＝⑨～⑪	自家処理量	全排出量 =⑫+⑬
22,873	－	7,408	－	22,873	30,281	－	30,281
33,588	－	40,948	－	－	40,948	－	40,948
26,376	－	6,414	1,562	21,545	29,521	－	29,521
12,127	－	－	14,327	325	14,652	－	14,652
6,511	－	－	1,162	6,511	7,673	－	7,673
2,858	－	－	1,030	2,858	3,888	－	3,888
10,628	－	－	13,058	－	13,058	－	13,058
24,729	－	－	26,674	－	26,674	－	26,674
7,945	－	－	9,714	－	9,714	－	9,714
113	－	－	333	－	333	－	333
16,614	－	－	3,990	16,614	20,604	－	20,604
17,464	109	－	764	17,464	18,228	114	18,342
11,611	－	－	1,736	11,611	13,347	－	13,347
2,509	－	－	1,144	2,509	3,653	－	3,653
14,323	1,351	－	1,195	14,323	15,518	1,464	16,982
3,702	－	697	－	3,702	4,399	－	4,399
4,703	－	945	－	4,703	5,648	－	5,648
12,553	－	－	673	12,553	13,226	－	13,226
4,185	－	763	－	4,185	4,948	－	4,948
235,412	1,460	57,175	77,362	141,776	276,313	1,578	277,891
9,758	－	－	－	9,758	9,758	－	9,758
1,938	－	－	2,518	－	2,518	－	2,518
8,148	－	－	426	8,148	8,574	－	8,574
5,640	－	－	343	5,640	5,983	－	5,983
2,393	－	－	86	2,393	2,479	－	2,479
1,410	－	－	51	1,410	1,461	－	1,461
1,324	－	－	197	1,324	1,521	－	1,521
2,755	－	－	197	2,755	2,952	－	2,952
2,494	－	－	2,631	－	2,631	－	2,631
7,999	－	－	317	7,999	8,316	－	8,316
4,257	－	－	4,386	－	4,386	－	4,386
4,581	－	－	4,845	－	4,845	－	4,845
3,498	－	3,910	－	－	3,910	－	3,910
255	－	－	298	－	298	－	298
56,450	－	3,910	16,295	39,427	59,632	－	59,632
291,862	1,460	61,085	93,657	181,203	335,945	1,578	337,523

３ し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分内訳

表Ⅳ－４　し尿及び浄化槽汚泥の処理･処分内訳総括表

市町村名	市町村による処理・処分の					
	①		②		③	
	し尿処理施設処理量	し尿処理施設処理率(%)	ごみ堆肥化施設処理量	ごみ堆肥化施設処理率(%)	メタン化施設処理量	メタン化施設処理率(%)
横浜市	－	－	－	－	－	－
川崎市	－	－	－	－	－	－
相模原市	29,521	100.0	－	－	－	－
横須賀市	－	－	－	－	－	－
平塚市	** 7,673	100.0	－	－	－	－
鎌倉市	－	－	－	－	－	－
藤沢市	13,058	100.0	－	－	－	－
小田原市	－	－	－	－	－	－
茅ヶ崎市	** 9,714	100.0	－	－	－	－
逗子市	－	－	－	－	－	－
三浦市	**** 20,604	100.0	－	－	－	－
秦野市	－	－	－	－	－	－
厚木市	13,347	100.0	－	－	－	－
大和市	－	－	－	－	－	－
伊勢原市	－	－	－	－	－	－
海老名市	* 4,399	100.0	－	－	－	－
座間市	* 5,648	100.0	－	－	－	－
南足柄市	* 13,226	100.0	－	－	－	－
綾瀬市	* 4,948	100.0	－	－	－	－
市部小計	122,138	44.2	－	－	－	－
葉山町	－	－	－	－	－	－
寒川町	2,518	100.0	－	－	－	－
大磯町	8,574	100.0	－	－	－	－
二宮町	5,983	100.0	－	－	－	－
中井町	* 2,479	100.0	－	－	－	－
大井町	* 1,461	100.0	－	－	－	－
松田町	* 1,521	100.0	－	－	－	－
山北町	* 2,952	100.0	－	－	－	－
開成町	* 2,631	100.0	－	－	－	－
箱根町	8,316	100.0	－	－	－	－
真鶴町	*** 4,386	100.0	－	－	－	－
湯河原町	*** 4,845	100.0	－	－	－	－
愛川町	3,910	100.0	－	－	－	－
清川村	** 298	100.0	－	－	－	－
郡部小計	49,874	83.6	－	－	－	－
県合計	172,012	51.2	－	－	－	－

（注）＊印は、一部事務組合の処理施設によるものである。
**印は、平塚市が大磯町に、茅ヶ崎市が寒川町に、清川村が厚木市に委託したものである。

（単位：ｋｌ／年）

内訳（し尿及び浄化槽汚泥）							
④		⑤		⑥		⑦	⑧
下水道投入量	下水道投入率(%)	農地還元	農地還元処理率(%)	その他	その他の処理率(%)	計画収集量 ＝①～⑥	自家処理量(=し尿・浄化槽汚泥)
30,281	100.0	−	−	−	−	30,281	−
40,948	100.0	−	−	−	−	40,948	−
−	−	−	−	−	−	29,521	−
14,652	100.0	−	−	−	−	14,652	−
−	−	−	−	−	−	7,673	−
3,888	100.0	−	−	−	−	3,888	−
−	−	−	−	−	−	13,058	−
26,674	100.0	−	−	−	−	26,674	−
−	−	−	−	−	−	9,714	−
333	100.0	−	−	−	−	333	−
−	−	−	−	−	−	20,604	−
18,228	100.0	−	−	−	−	18,228	114
−	−	−	−	−	−	13,347	−
3,653	100.0	−	−	−	−	3,653	−
15,518	100.0	−	−	−	−	15,518	1,464
−	−	−	−	−	−	4,399	−
−	−	−	−	−	−	5,648	−
−	−	−	−	−	−	13,226	−
−	−	−	−	−	−	4,948	−
154,175	55.8	−	−	−	−	276,313	1,578
9,758	100.0	−	−	−	−	9,758	−
−	−	−	−	−	−	2,518	−
−	−	−	−	−	−	8,574	−
−	−	−	−	−	−	5,983	−
−	−	−	−	−	−	2,479	−
−	−	−	−	−	−	1,461	−
−	−	−	−	−	−	1,521	−
−	−	−	−	−	−	2,952	−
−	−	−	−	−	−	2,631	−
−	−	−	−	−	−	8,316	−
−	−	−	−	−	−	4,386	−
−	−	−	−	−	−	4,845	−
−	−	−	−	−	−	3,910	−
−	−	−	−	−	−	298	−
9,758	16.4	−	−	−	−	59,632	−
163,933	48.8	−	−	−	−	335,945	1,578

*** 印は、足柄上衛生組合に委託したものである。
****印は、民間し尿処理業者に委託したものである。

表Ⅳ－５　収集し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分内訳一覧表

市町村名	し尿				浄化槽汚	
	① し尿処理施設	② 下水道投入	③ その他	④　計 ＝①～③	⑤ し尿処理施設	⑥ 下水道投入
横浜市	－	7,408	－	7,408	－	22,873
川崎市	－	7,360	－	7,360	－	33,588
相模原市	3,145	－	－	3,145	26,376	－
横須賀市	－	2,525	－	2,525	－	12,127
平塚市	** 1,162	－	－	1,162	** 6,511	－
鎌倉市	－	1,030	－	1,030	－	2,858
藤沢市	2,430	－	－	2,430	10,628	－
小田原市	－	1,945	－	1,945	－	24,729
茅ヶ崎市	** 1,769	－	－	1,769	** 7,945	－
逗子市	－	220	－	220	－	113
三浦市	**** 3,990	－	－	3,990	**** 16,614	－
秦野市	－	764	－	764	－	17,464
厚木市	1,736	－	－	1,736	11,611	－
大和市	－	1,144	－	1,144	－	2,509
伊勢原市	－	1,195	－	1,195	－	14,323
海老名市	* 697	－	－	697	* 3,702	－
座間市	* 945	－	－	945	* 4,703	－
南足柄市	* 673	－	－	673	* 12,553	－
綾瀬市	* 763	－	－	763	* 4,185	－
市部小計	17,310	23,591	－	40,901	104,828	130,584
葉山町	－	－	－	－	－	9,758
寒川町	580	－	－	580	1,938	－
大磯町	426	－	－	426	8,148	－
二宮町	343	－	－	343	5,640	－
中井町	* 86	－	－	86	* 2,393	－
大井町	* 51	－	－	51	* 1,410	－
松田町	* 197	－	－	197	* 1,324	－
山北町	* 197	－	－	197	* 2,755	－
開成町	* 137	－	－	137	* 2,494	－
箱根町	317	－	－	317	7,999	－
真鶴町	*** 129	－	－	129	*** 4,257	－
湯河原町	*** 264	－	－	264	*** 4,581	－
愛川町	412	－	－	412	3,498	－
清川村	** 43	－	－	43	** 255	－
郡部小計	3,182	－	－	3,182	46,692	9,758
県合計	20,492	23,591	－	44,083	151,520	140,342

（注）＊印は、一部事務組合の処理施設によるものである。
**印は、平塚市が大磯町に、茅ヶ崎市が寒川町に、清川村が厚木市に委託したものである。
*** 印は、足柄上衛生組合に委託したものである。
****印は、民間し尿処理業者に委託したものである。

（単位：ｋｌ／年）

泥					
⑦	⑧　計	⑨	⑩	⑪	⑫　計
そ　の　他	＝⑤～⑦	し尿処理施設	下水道投入	そ　の　他	＝⑨～⑪
－	22,873	－	30,281	－	30,281
－	33,588	－	40,948	－	40,948
－	26,376	29,521	－	－	29,521
－	12,127	－	14,652	－	14,652
－	6,511	** 7,673	－	－	7,673
－	2,858	－	3,888	－	3,888
－	10,628	13,058	－	－	13,058
－	24,729	－	26,674	－	26,674
－	7,945	** 9,714	－	－	9,714
－	113	－	333	－	333
－	16,614	**** 20,604	－	－	20,604
－	17,464	－	18,228	－	18,228
－	11,611	13,347	－	－	13,347
－	2,509	－	3,653	－	3,653
－	14,323	－	15,518	－	15,518
－	3,702	* 4,399	－	－	4,399
－	4,703	* 5,648	－	－	5,648
－	12,553	* 13,226	－	－	13,226
－	4,185	* 4,948	－	－	4,948
－	235,412	122,138	154,175	－	276,313
－	9,758	－	9,758	－	9,758
－	1,938	2,518	－	－	2,518
－	8,148	8,574	－	－	8,574
－	5,640	5,983	－	－	5,983
－	2,393	* 2,479	－	－	2,479
－	1,410	* 1,461	－	－	1,461
－	1,324	* 1,521	－	－	1,521
－	2,755	* 2,952	－	－	2,952
－	2,494	* 2,631	－	－	2,631
－	7,999	8,316	－	－	8,316
－	4,257	*** 4,386	－	－	4,386
－	4,581	*** 4,845	－	－	4,845
－	3,498	3,910	－	－	3,910
－	255	** 298	－	－	298
－	56,450	49,874	9,758	－	59,632
－	291,862	172,012	163,933	－	335,945

表Ⅳ－6　し尿処理施設残渣処理内訳一覧表　　（単位：t / 年）

市町村名	し尿処理施設処理量(kl/年)	資源化量	残渣発生量	残渣処理内訳					
				し尿処理施設内焼却	し尿処理施設内堆肥化・メタン化処理	ごみ焼却施設	農地還元等の再生利用	直接埋立	その他
横浜市	－	－	－	－	－	－	－	－	－
川崎市	－	－	－	－	－	－	－	－	－
相模原市	29,521	－	1,075	－	－	1,075	－	－	－
横須賀市	－	－	－	－	－	－	－	－	－
平塚市	7,673	－	277	－	－	277	－	－	－
鎌倉市	－	－	－	－	－	－	－	－	－
藤沢市	13,058	－	358	－	－	358	－	－	－
小田原市	－	－	－	－	－	－	－	－	－
茅ヶ崎市	9,714	－	32	－	－	32	－	－	－
逗子市	－	－	－	－	－	－	－	－	－
三浦市	20,604	508	536	－	508	－	－	28	－
秦野市	－	－	－	－	－	－	－	－	－
厚木市	13,347	－	404	－	－	404	－	－	－
大和市	－	－	－	－	－	－	－	－	－
伊勢原市	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海老名市	4,399	－	229	－	－	229	－	－	－
座間市	5,648	－	293	－	－	293	－	－	－
南足柄市	13,226	202	301	－	275	26	－	－	－
綾瀬市	4,948	－	257	－	－	257	－	－	－
市部小計	122,138	710	3,762	－	783	2,951	－	28	－
葉山町	－	－	－	－	－	－	－	－	－
寒川町	2,518	－	64	－	－	8	－	－	56
大磯町	8,574	－	309	－	－	309	－	－	－
二宮町	5,983	－	166	－	－	166	－	－	－
中井町	2,479	38	57	－	52	5	－	－	－
大井町	1,461	22	33	－	30	3	－	－	－
松田町	1,521	23	35	－	32	3	－	－	－
山北町	2,952	45	67	－	61	6	－	－	－
開成町	2,631	40	61	－	55	6	－	－	－
箱根町	8,316	－	466	－	－	466	－	－	－
真鶴町	4,386	67	100	－	91	9	－	－	－
湯河原町	4,845	74	111	－	101	10	－	－	－
愛川町	3,910	－	108	108	－	－	－	－	－
清川村	298	－	9	－	－	9	－	－	－
郡部小計	49,874	309	1,586	108	422	1,000	－	－	56
県合計	172,012	1,019	5,348	108	1,205	3,951	－	28	56

（注）　1.し尿処理施設には、汚泥再生処理センターを含む。

2.し尿処理施設処理量には、一部事務組合、他市町村の施設での処理を含む。

表Ⅳ－7　一部事務組合別し尿及び浄化槽汚泥の処理一覧表

（単位：kl/ 年）

一部事務組合名	構成市町村	一部事務組合による処理量		
		し　尿	浄化槽汚泥	計
高座清掃施設組合	海老名市	697	3,702	4,399
	座間市	945	4,703	5,648
	綾瀬市	763	4,185	4,948
	小　計	2,405	12,590	14,995
足柄上衛生組合	南足柄市	673	12,553	13,226
	中井町	86	2,393	2,479
	大井町	51	1,410	1,461
	松田町	197	1,324	1,521
	山北町	197	2,755	2,952
	開成町	137	2,494	2,631
	小　計	1,341	22,929	24,270
合　計		3,746	35,519	39,265

Ｆ し尿・汚泥処理について

＜し尿＞

	汲取り・運搬主体	業者数	処理施設搬入者からの処理料金徴収の有無		料金徴収有無の根拠	汲取りし尿の料金設定	料金設定根拠	従量制の場合の計量方法	油分含入の場合の汚泥処理方法	法令該当以外の浄化槽汚泥処理方法									
										処理先				運搬				清掃	
			有	無						し尿処理施設	一焼却施設	産廃処理施設	その他	浄化槽汚泥収集運搬許可業者	し尿等収集運搬許可業者	産廃収集運搬業者	その他	浄化槽清掃許可業者	その他可能な業者
横浜市	直営	―		○	下水道整備に伴う公共投資に係る行政上の公平性を図るため	無料	下水道整備に伴う公共投資に係る行政上の公平性を図るため	―	し尿としてし尿処理施設に投入。	○					○			○	
川崎市	直営	0		○	・運搬も処理も直営のため	・一般家庭：無料 ・事業用の仮設トイレ：1回に収集したし尿180Lまでの場合については2,000円。180Lを超える場合については90Lまでごとに1,000円を加えた金額。	・一般家庭：公共下水道の普及及び費用対効果の観点から無料が妥当と判断した。 ・事業用の仮設トイレ：大都市の仮設トイレし尿処理手数料の平均値と受益者負担率の平均値の両面から算出した。	・バキュームカーの目盛	・事例なし				し尿前処理施設				直営		施設維持管理業者等
相模原市	直営・委託業者	6		○	・条例で定められていないため	基本料金：便槽1基毎　　100円 加算料金：人頭制1人・月毎　120円 従量制36ℓ毎　　120円 事業系36ℓ毎　　180円 H28.4.1料金改定　↓ 家庭系：220円/1人36ℓ月 事業系：250円/36ℓ	処理原価相当額を参考に設定	・バキュームカーの目盛	確認困難なため通常処理 （委託地域） 事例なし	○						○	直営		直営は未実施、業者は未把握
横須賀市	委託業者	1		○	市の委託業務として搬入を行っているため	・一般家庭：200円/1人月 ・事業者：260円/36L	他都市料金等を参考に設定	・バキュームカーの目盛	事例なし			○				○			○
平塚市	委託業者	2		○	条例での定めなし	①一般　310円／1人月 ②事業者　13円／1リットル ③②以外　6円／1リットル	処理原価相当額を参考に設定	槽の大きさによる（目視）	―	○					○			○	
鎌倉市	委託業者	1		○	条例で定められていないため	一般家庭（汲取り）：110円/月・人 一般家庭（簡易水洗）：130円/36ℓ 事業者　　：600円/36ℓ	処理原価により設定	バキュームカーの目盛	し尿処理施設で処理	○					○			○	
藤沢市	許可業者（委託ではないが、協定を締結し負担金を支出している）	1		○	条例で定められていないため	【定額制】一般家庭及びこれに準ずるものから排出される物を毎月1回くみ取るとき。 基本料金：100円 1人当り料金：150円 回数加算：250円 【従量制】不特定多数の者が使用する便所を設置しているもの，臨時にくみ取る必要があると認められる便所を設置しているもの等から排出される物をくみ取る場合において，定額制による処理手数料の算出が適当でないと市長が認めるとき。 基本料金：100円 36L当り料金：200円	明確な根拠は不明。 料金については、市が下水道利用可能地域との格差是正という観点から政策的に低額に抑えているため昭和59年以来改訂していない。	バキュームカーの目盛	吸引出来る油分については吸引し、し尿処理施設へ搬入。	○					○				○	
小田原市	委託業者	1		○	条例で定められていないため	【定額料金】 1世帯につき：月額120円 1人につき：月額260円 処理回数については、別に定める規定回数以内であること。 【超過料金】 1回につき 680円 【従量料金】 36リットルにつき 一般家庭及びこれに準ずるもの：310円 上記以外のもの：360円	・小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	バキュームカーの目盛	・一廃として、し尿希釈放流施設で下水道受入基準以下まで希釈して下水道へ放流			○				○			○
茅ヶ崎市	委託業者	1		○	・条例で定められていないため	別紙条例別表のとおり	浄化槽容量に基づく	バキュームカーの目盛	一廃として、浄化槽清掃許可業者を案内し、し尿処理施設での処理が可能かを確認し、可能な場合はし尿処理施設で、不可能な場合は産業廃棄物業者を案内する。	○					○				委託先：寒川町美化センター
逗子市	委託業者	1		○	・条例で定められていないため	・定額制　人員1人につき月額80円　・従量制　10リットルにつき40円	・条例で定められている	・バキュームカーの目盛	・事例無し	○							し尿収集運搬委託業		し尿収集運搬委託業
三浦市	委託業者	2		○	委託事業のため	定額制:300円/1人月 実量制:6円/L	「三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」26条別表第1	バキュームカーの目盛	油分の混入を想定していないので、油分除去装置は設置していない。混入してしまった場合を浄化槽欄に記載。										
秦野市	委託業者	3		○	・条例で定められていないため	・手数料 定額制(月額) 1人290円、雛作業　1人290円 度数制　　1件430円、従量制　420280円	・秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・バキュームカーの目盛	・内容物は確認しない	○						○		○	
厚木市	委託業者	1		○	委託のため	定額　基本料金100円　＋　100円×人数 従量　市内業者　130円/36L 　　市外業者　1回3000円	処理原価相当額を参考に設定	バキュームカーの目盛	産業廃棄物として処理			○			○			○	
大和市	委託業者	1		○	―	・一般家庭：定額制世帯は世帯割100円＋人頭割100円（月2回目以降は150円）従量制世帯は18Lにつき100円 ・事業者：18Lにつき100円	・手数料改正当初の設定根拠は収集運搬費を基に積算。 ・昭和57年4月の改正後は、改正なし。	・バキュームカーの目盛	下水処理場に直接投入のため把握していない。（流入下水量に対し微量のため、特に問題は生じていない。）	一般家庭のし尿と雑排水の汲み取り以外は業者を紹介しているだけのため、把握していない。（特に問題は生じていない。）									
伊勢原市	委託業者	2		○	条例で定められていないため	世帯割　1世帯につき月額100円　人頭割　1人につき月額130円	処理原価相当額を参考												
海老名市	直営					・定額制（一般家庭など）1世帯につき100円及び1人につき100円。ただし、1月に1回を超えて処理するときは、その超えた処理1回につき200円を加算する。 ・従量制…36ﾘｯﾄﾙにつき120円	条例	・バキュームカーの目盛		○							直営		○
座間市	直営	―		○	処理施設の一部事務組合に分担金として市が支払っている。	料金表参照	不明	・バキュームカーの目盛	し尿処理施設で処理できるもののみ　収集									
南足柄市	委託業者	1		○	条例で定められていないため	（従量制）130円/10L　　（定額制）130円/世帯＋280円/人	行政改革により、近隣自治体の料金を参考に設定	・バキュームカーの目盛	し尿処理施設での処理が可能かを確認し、可能であればし尿処理施設で処理する。	○					○			○	
綾瀬市	市			○		・一般家庭：　　同 月1回目　100円+100/1人月 同月2回目　200円/1回 ・事業系：120円/36ℓ	・市条例で定められているため。	・バキュームカーの目盛	・トイレなので無し	○					○				

＜浄化槽＞

	汲取り・運搬主体	業者数	処理施設搬入者からの処理料金徴収の有無		料金徴収有無の根拠	汲取りし尿の料金設定	料金設定根拠	従量制の場合の計量方法	油分含入の場合の汚泥処理方法	法令該当以外の浄化槽汚泥処理方法										
										処理先				運搬				清掃	
			有	無						し尿処理施設	一焼却施設	産廃処理施設	その他	ごみ収集運搬許可業	し尿等収集運搬許可		産廃収集運搬業者	浄化槽清掃許可業者	その他可能な業者
横浜市	許可業者	18		○	下水道整備に伴う公共投資に係る行政上の公平性を図るため	許可業者ごとの自由料金制	市が関与していないため	―	一般廃棄物としてし尿処理施設に投入										
川崎市	直営	0		○	・運搬も処理も直営のため	・浄化槽の容積1.5㎥までのものについては4,300円。1.5㎥を超えるものについては1㎥までごとに2,100円を加えた金額。	・ごみ処理手数料の受益者負担率を参考に設定した。	・バキュームカーの目盛	・一廃として、直営で収集している。バキュームカーで収集できる汚泥についてはし尿前処理施設に、できない汚泥についてはダンパー車で収集して焼却施設に搬入している。										
相模原市	直営・許可業者	6		○	・条例で定められていないため	基本料金:浄化槽1槽毎　600円 加算料金:家庭系36ℓ毎　120円 事業系36ℓ毎　180円 H28.4.1料金改定　↓ 家庭系:170円/36ℓ 事業系:230円/36ℓ (許可業者地域) 浄化槽容量×@9.547/0＋容量に応じた5段階の清掃料金により、補助基本額を設定。	直営により清掃を実施している旧市域との市民負担の均衡を図るため、補助基本額から浄化槽清掃料手数料同等額を差し引いた額を、市が補助。 補助基本額の算定は、原価計算による。	・バキュームカーの目盛 (許可業者地域) 原則として浄化槽の形式による定量制	確認困難なため通常処理 (許可業者地域) 産業廃棄物として、許可業者に収集運搬を依頼するよう案内している。										
横須賀市	委託業者	2		○		市の委託業務として搬入を行っているため	他都市料金等を参考に設定	・バキュームカーの目盛	事例なし										
平塚市	委託業者	3		○	条例での定めなし	条例での定めなし	―	―	一廃として、浄化槽清掃許可業者を案内し、し尿処理施設での処理が可能かを確認し、可能な場合はし尿処理施設で、不可能な場合は焼却施設に搬入										
鎌倉市	許可業者	2		○	・条例で定められていないため	許可業者による	―	―	―										
藤沢市	許可業者 (委託ではないが、協定を締結し補助金を支出してい	1		○	・条例で定められていないため	別紙、「し尿浄化槽清掃料金表」のとおり	明確な根拠は不明。 料金については、市が下水道利用可能地域との格差是正という観点から政策的に低額に抑えているため昭和63年以来改訂していない。	バキュームカーの目盛	吸引出来る油分については吸引し、し尿処理施設へ搬入。固形(ｵｲﾙﾎﾞｰﾙ等)化した油分は、すくい上げて、焼却施設へ搬入する。										
小田原市	委託業者	1		○	・条例で定められていないため	36リットルにつき 一般家庭及びこれに準ずるもの:320円 上記以外のもの:370円	・小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	バキュームカーの目盛	・一廃として、し尿希釈放流施設で下水道受入基準以下まで希釈して下水道へ放流										
茅ヶ崎市	委託業者	1		○	・条例で定められていないため	別紙条例別表のとおり	浄化槽容量に基づく	バキュームカーの目盛	一廃として、浄化槽清掃許可業者を案内し、し尿処理施設での処理が可能かを確認し、可能な場合はし尿処理施設で、不可能な場合は産業廃棄物業者を案内する。										
逗子市	委託業者	1		○	・条例で定められていないため	・浄化槽1.5m^{3}未満4,000円　・4000円に0.5m^{3}までごとに1,000円を加算	・条例で定められている	バキュームカーの目盛	・事例無し										
三浦市	許可業者	3	○		「三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」26条別表第1手数料:32円/180L	業者が個々に価格設定	浄化槽については市が関与していない	バキュームカーの目盛	・大量の場合は、水槽内から抜き取り廃棄物処分を行う。 ・微量の場合は膜分離槽のカートリッチ膜に付着するので定期的に清掃又は交換を行う。										
秦野市	許可業者	3		○	・条例で定められていないため	・定めていない	・浄化槽については市が関与していない	・バキュームカーの目盛	・内容物は確認しない										
厚木市	許可業者	2		○	・条例で定められていないため		浄化槽については市が関与していない	バキュームカーの目盛	産業廃棄物として処理										
大和市	許可業者	4		○	―	・許可業者内での取り決めの中で、各業者独自に設定	―	バキュームカーの目盛	下水処理場に直接投入のため把握していない。(流入下水量に対し微量のため、特に問題は生じていない。)										
伊勢原市	委託業者	2		○	条例で定められていないため	無	浄化槽については市は関与していない												
海老名市	委託業者	1		○		事業者による	業者との協定	・バキュームカーの目盛	・高座清掃施設組合で処理可能な場合は受け入れ										
座間市	許可業者	1		○	処理施設の一部事務組合に分担金として市が支払っている。														
南足柄市	委託業者	2		○	条例で定められていないため	市は未関与	市は未関与	市は未関与	大型合併浄化槽のグリストラップ内の油は産廃処理施設に搬入し、処理槽内の油はし尿処理施設で処理が可能か確認し、可能な場合はし尿処理施設で処理する。										
綾瀬市	委託業者	1	○		・高座清掃施設組合条例による。 ・25円／kg				・許可業者の判断により実施している。										

別表第1

し尿浄化槽清掃料金

S63.10.1

容量	清掃料金	藤沢市助成金	管理者負担額	容量	清掃料金	藤沢市助成金	管理者負担額
1m³まで	5,100円	3,000円	2,100円	16 m³	51,800円	17,000円	34,800円
1.25m³	5,700	3,000	2,700	17 〃	54,700	18,000	36,700
1.5 〃	6,200	3,000	3,200	18 〃	57,600	19,000	38,600
1.75 〃	6,700	3,000	3,700	19 〃	60,500	20,000	40,500
2.0 〃	7,200	3,000	4,200	20 〃	63,400	21,000	42,400
2.5 m³	8,900	4,000	4,900	21 m³	66,300	22,000	44,300
3.0 〃	10,600	4,000	6,600	22 〃	69,200	23,000	46,200
3.5 〃	12,300	5,000	7,300	23 〃	72,100	24,000	48,100
4.0 〃	14,000	5,000	9,000	24 〃	75,000	25,000	50,000
				25 〃	77,900	26,000	51,900
4.5 m³	15,700	6,000	9,700	26 〃	80,800	27,000	53,800
5.0 〃	17,400	6,000	11,400	27 〃	83,700	28,000	55,700
5.5 〃	19,100	7,000	12,100	28 〃	86,600	29,000	57,600
6.0 〃	20,800	7,000	13,800	29 〃	89,500	30,000	59,500
				30 〃	92,400	31,000	61,400
6.5 m³	22,500	8,000	14,500				
7.0 〃	24,200	8,000	16,200	31 m³	95,300	32,000	63,300
7.5 〃	25,900	9,000	16,900	32 〃	98,200	33,000	65,200
8.0 〃	27,600	9,000	18,600	33 〃	101,100	34,000	67,100
				34 〃	104,000	35,000	69,000
8.5 m³	29,300	10,000	19,300	35 〃	106,900	36,000	70,900
9.0 〃	31,000	10,000	21,000	36 〃	109,800	37,000	72,800
9.5 〃	32,700	11,000	21,700	37 〃	112,700	38,000	74,700
10 〃	34,400	11,000	23,400	38 〃	115,600	39,000	76,600
				39 〃	118,500	40,000	78,500
11 m³	37,300	12,000	25,300	40 〃	121,400	41,000	80,400
12 〃	40,200	13,000	27,200				
13 〃	43,100	14,000	29,100	41 m³	123,800	42,000	81,800
14 〃	46,000	15,000	31,000	42 〃	126,200	43,000	83,200
15 〃	48,900	16,000	32,900	43 〃	128,600	44,000	84,600
				44 〃	131,000	45,000	86,000
				45 〃	133,400	46,000	87,400

◎藤沢市助成金

浄化槽容量 2m³ まで 3,000 円、2.m³ をこえると 1m³ 増すごとに 1,000 円を加算した金額。

◎清掃料金(清掃1回につき)

2m³ まで料金表のとおり。

2m³ をこえ 10m³ まで 0.5m³ あたり 1,700 円加算。

10m³ をこえ 40m³ まで 1m³ あたり 2,900 円加算。 40m³ をこえると 1m³ あたり 2,400 円加算。

容量	清掃料金	藤沢市助成金	管理者負担額	容量	清掃料金	藤沢市助成金	管理者負担額
46 m³	135,800円	47,000円	88,800円	76 m³	207,800円	77,000円	130,800円
47 〃	138,200	48,000	90,200	77 〃	210,200	78,000	132,200
48 〃	140,600	49,000	91,600	78 〃	212,600	79,000	133,600
49 〃	143,000	50,000	93,000	79 〃	215,000	80,000	135,000
50 〃	145,400	51,000	94,400	80 〃	217,400	81,000	136,400
51 m³	147,800	52,000	95,800	81 m³	219,800	82,000	137,800
52 〃	150,200	53,000	97,200	82 〃	222,200	83,000	139,200
53 〃	152,600	54,000	98,600	83 〃	224,600	84,000	140,600
54 〃	155,000	55,000	100,000	84 〃	227,000	85,000	142,000
55 〃	157,400	56,000	101,400	85 〃	229,400	86,000	143,400
56 〃	159,800	57,000	102,800	86 〃	231,800	87,000	144,800
57 〃	162,200	58,000	104,200	87 〃	234,200	88,000	146,200
58 〃	164,600	59,000	105,600	88 〃	236,600	89,000	147,600
59 〃	167,000	60,000	107,000	89 〃	239,000	90,000	149,000
60 〃	169,400	61,000	108,400	90 〃	241,400	91,000	150,400
61 m³	171,800	62,000	109,800	91 m³	243,800	92,000	151,800
62 〃	174,200	63,000	111,200	92 〃	246,200	93,000	153,200
63 〃	176,600	64,000	112,600	93 〃	248,600	94,000	154,600
64 〃	179,000	65,000	114,000	94 〃	251,000	95,000	156,000
65 〃	181,400	66,000	115,400	95 〃	253,400	96,000	157,400
66 〃	183,800	67,000	116,800	96 〃	255,800	97,000	158,800
67 〃	186,200	68,000	118,200	97 〃	258,200	98,000	160,200
68 〃	188,600	69,000	119,600	98 〃	260,600	99,000	161,600
69 〃	191,000	70,000	121,000	99 〃	263,000	100,000	163,000
70 〃	193,400	71,000	122,400	100 〃	265,400	101,000	164,400
71 m³	195,800	72,000	123,800	120m³	313,400	121,000	192,400
72 〃	198,200	73,000	125,200	140 〃	361,400	141,000	220,400
73 〃	200,600	74,000	126,600	160 〃	409,400	161,000	248,400
74 〃	203,000	75,000	128,000	180 〃	457,400	181,000	276,400
75 〃	205,400	76,000	129,400	200 〃	505,400	201,000	304,400

◎お問い合わせは (株)藤沢市興業公社

電 話 22−9141

別表第１（第３５条関係）

（平７条例７・平１１条例２５・平１２条例４６・平１４条例１２・一部改正、平１９条例４１・全改、平２６条例３０・一部改正）

種別	取扱区分	手数料
1　屎尿	(1)　一般家庭及びこれに準ずるものから定期に排出されるもの	１人（１歳未満の者を除く。）につき月額１６０円
	(2)　前号の算出基準によることが適当でないものとして規則で定めるもの	１０リットルにつき４０円
2　浄化槽の汚泥	(1)　腐敗型の浄化槽	
	ア　容量が１．５立方メートル以下のもの	１回につき６，４８０円
	イ　容量が１．５立方メートルを超え２．０立方メートル以下のもの	１回につき７，８１０円
	ウ　容量が２．０立方メートルを超え２．５立方メートル以下のもの	１回につき９，７７０円
	エ　容量が２．５立方メートルを超え３．０立方メートル以下のもの	１回につき１１，７２０円
	オ　容量が３．０立方メートルを超えるもの	１回につき１１，７２０円に０．５立方メートルを増すまでごとに２，０５０円を加えて得た額
	(2)　ばっ気型の浄化槽	
	ア　容量が１．０立方メートル以下のもの	１回につき４，０１０円
	イ　容量が１．０立方メートルを超え１．５立方メートル以下のもの	１回につき４，６２０円
	ウ　容量が１．５立方メートルを超え２．０立方メートル以下のもの	１回につき５，４５０円
	エ　容量が２．０立方メートルを超えるもの	１回につき５，４５０円に０．５立方メートルを増すまでごとに１，１３０円を加えて得た額
3　動物の死体（畜産業に係るものを除く。）	(1)　市が収集し、運搬し、及び処分するもの	１体につき３，０８０円
	(2)　市長の指定する処理施設に直接搬入するもの	１体につき１，５４０円
4　その他の一般廃棄物	(1)　事業活動に伴い排出されるものであってその量が常時１日１０キログラム以上のもので市が収集し、運搬し、及び処分するもの	１キログラムにつき２５円
	(2)　事業活動に伴い排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	１０キログラムにつき２００円
	(3)　一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるもので市が戸別に収集するもの	
	ア　大型ごみ（一辺の長さがおおむね５０センチメートルを超え２メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。））	１個につき５００円
	イ　特定大型ごみ（一辺の長さがおおむね１メートルを超え２メートル未満のもので規則で定めるもの）	１個につき１，０００円
	ウ　特定粗大ごみ（粗大ごみのうち一辺の長さがおおむね５０センチメートル以下のもので定期の収集により軽いものとして規則で定めるもの）	１個につき５００円
	(4)　一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	
	ア　１００キログラム未満のもの	１回につき５００円
	イ　１００キログラムのもの	１回につき１，０００円
	ウ　１００キログラムを超えるもの	１回につき１，０００円に１０キログラムを増すごとに１００円を加えて得た額

備考

１　屎尿の処理に係る手数料が１の項第１号の規定による場合において、屎尿の処理を月の中途から開始した場合又は月の中途で廃止した場合であっても、その月に処理をしたときは、その月分は、徴収する。

２　屎尿の処理に係る手数料が１の項第１号の規定による場合において、月の中途で世帯の人員に異動を生じても、その月分は、変更しない。

別表第２（第３６条関係）

（平７条例７・平１１条例２５・平１４条例１２・一部改正、平１９条例４１・全改）

取扱区分	手数料
第２２条第３項の規定により市長が定めた産業廃棄物で規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	１０キログラムにつき２００円

し尿収集手数料料金表

① 定額（人数割）世帯　　１０５円＋（人数×１０５円）

人数（人）	1	2	3	4	5	6	7	8
金額（円）	210	315	420	525	630	735	840	945

※　月に２回以上汲み取った場合、２回目以降１回につき２１０円

② 一般従量世帯　　１０５円＋（本数×１０５円）

本数（本）	1	2	3	4	5	6	7	8
金額（円）	210	315	420	525	630	735	840	945

※　月に２回以上汲み取った場合、２回目以降１回につき本数×１０５円

③ 工場等従量（仮設トイレ）　本数×１２６円

生活排水の処理の状況

１　生活排水処理

（１）生活排水とは

し尿と生活雑排水を合わせて生活排水と呼んでいる。

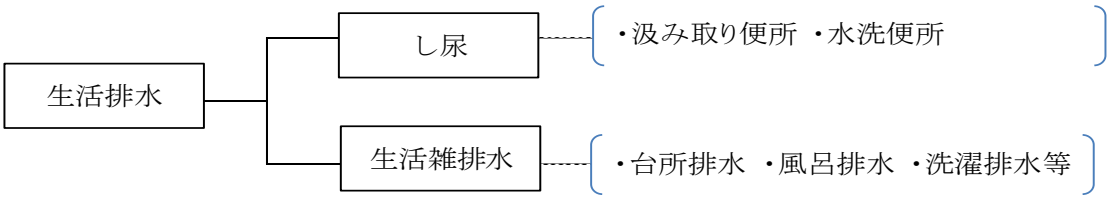

（２）逗子市における生活排水処理の現状

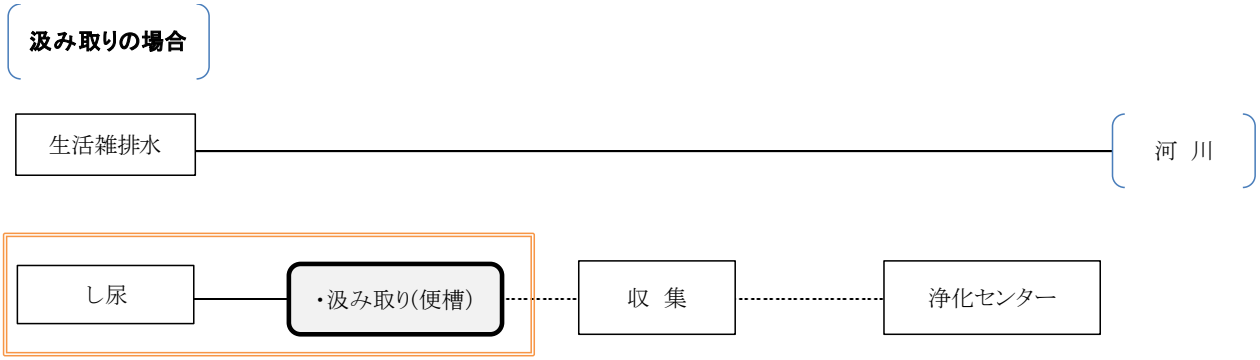

＊汲み取り対象世帯：市内 46 世帯

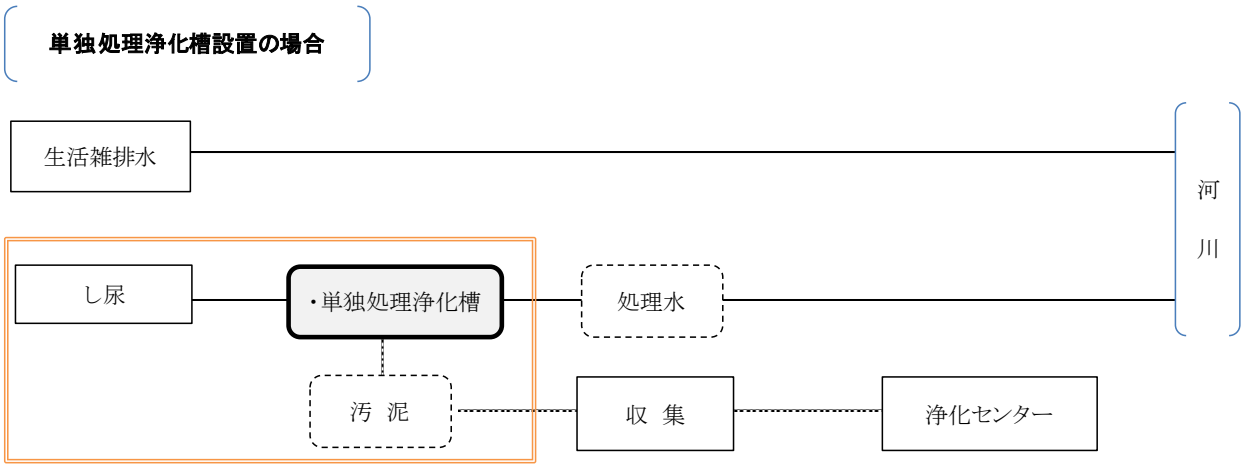

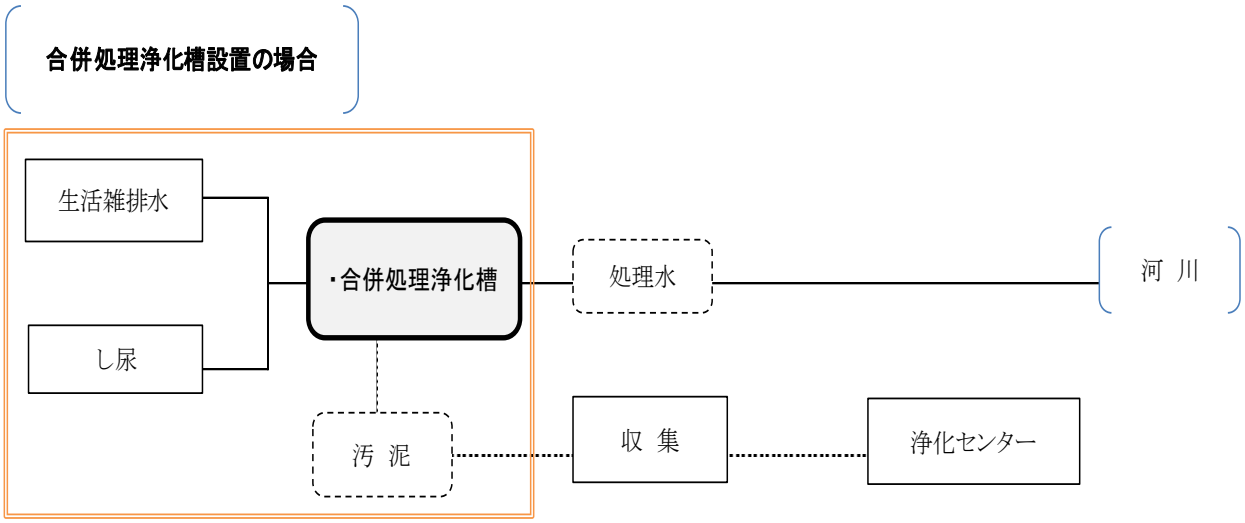

＊単独・合併処理浄化槽対象世帯：市内 34 世帯（単独 34 世帯、合併０世帯）

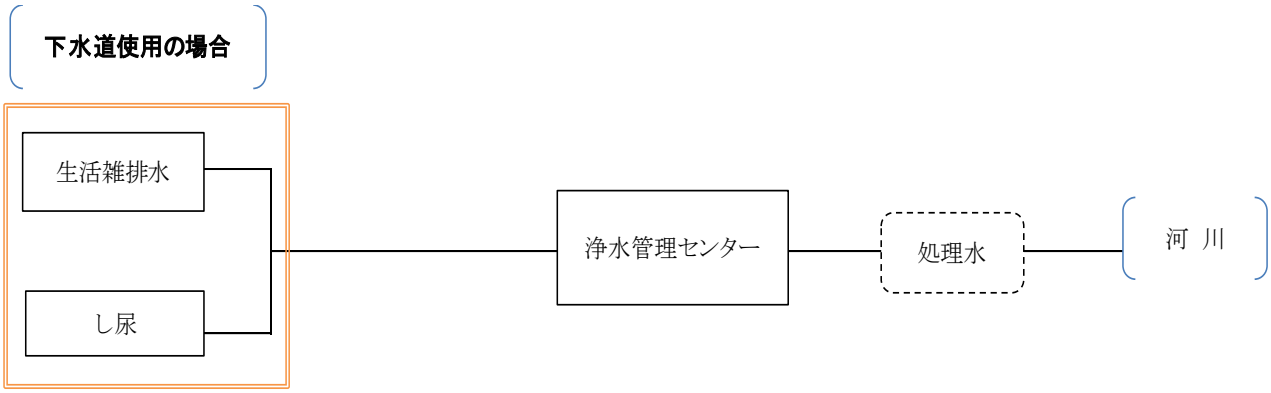

＜課題＞

○　単独処理浄化槽は、生活雑排水が処理できないことに加えてＢＯＤ除去効果が低く、公共用水域の水質汚濁要因になる。

　このことから、平成 12 年の浄化槽法の改正（平成 13 年４月１日施行）で、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除され、新設時合併処理浄化槽の設置が義務付けられたほか、単独処理浄化槽使用者に対して合併処理浄化槽への転換等が求められている。

２　浄化槽の維持管理

浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、設置後及び定期的に指定検査機関の実施する水質に関する検査（法定検査）を受けなければならないと定められている。浄化槽管理者とは、浄化槽の所有者、占有者等で当該浄化槽の維持管理について責任を有する者で、一般には世帯主が該当する。

したがって、浄化槽を設置しているものは、定期的な維持管理が義務付けられてる。維持管理の役割は浄化槽の機能を適正に保ち、浄化槽法で定められた放流水質の技術上の基準（BOD20mg/L 以下）を満たすことにあり、そのためには、保守点検及び清掃のいずれにおいても浄化槽法で定めた一定の基準に従って実施することとされているが、浄化槽の一般的な所有者である浄化槽管理者が維持管理を自ら行うことは困難で、浄化槽管理士を雇用している保守点検業者に浄化槽の保守点検を、清掃業者に清掃を委託するのが一般的である。

し尿等共同処理削減効果（当初予算ベース）

【歳入】

＜し尿処理手数料＞

H29　540 千円　：　H30　　0 円　　差額△540 千円

＜浄化槽清掃手数料＞

H29　300 千円　：　H30　　0 円　　差額△300 千円

＜し尿処理施設電気料金等雑入＞

H29　2,466 千円：　H30　　0 円　　差額△2,466 千円

＜ペットボトル資源化施設電気料金等雑入＞（H29 一部し尿処理事務費に含まれていた為掲出）

H29　4 千円　　：　H30　2,470 千円　　差額＋2,466 千円

合計△840 千円

【歳出】

＜ペットボトル資源化施設維持管理事業＞（H29 一部し尿処理事務費に含まれていた為掲出）

H29　3,159 千円　：　H30　23,251 円　差額+20,092 千円

＜し尿処理施設維持管理事業＞（閉鎖費用（臨時））

H29　10,783 千円　：　H30　6,118 円　差額△4,665 千円

＜し尿処理事務費＞（H29 は環境ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ、H30 は資源循環課予算）

H29　39,384 千円　：　H30　2,091 円　差額△37,293 千円

合計△21,866 千円

【歳入】【歳出】あわせ△21,026 千円